昭和五十二年通商産業省令第二十四号 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行

目次 揮発油販売業法施行規則を次のように制定する。 号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、 揮発油販売業法(昭和五十一年法律第八十八

登録 総則 (第一条―第二条の十六)

第 一節 揮発油販売業者の登録(第三条―第 揮発油特定加工業者の登録 九条)

第二節

第三節 軽油特定加工業者の登録 八―第九条の十三) の二―第九条の七) (第九条の

品質の確保

第 一節 揮発油の品質の確保 十一条) (第十条 —第

第二節 軽油の品質の確保(第二十二条―第 二十六条)

第三節 灯油の品質の確保(第二十七条 二十一条)

第四節 重油の品質の確保(第三十二条 四十六条) — 第

第三章の二 登録分析機関 (第四十七条—第五

第四章 雑則 (第五十六条—第六十四条)

第 章 総則

第一条 この省令において使用する用語は、揮発 という。)において使用する用語の例による。 油等の品質の確保等に関する法律(以下「法」 (石油製品)

第一条の二 法第二条第一項の経済産業省令で定 合物又は単一の炭化水素を含む。以下同じ。) ス(液化したものを含む。)とする。 素数三又は四の炭化水素を主成分とする石油ガ 及び石油ガス(液化したものを含む。)は、炭 める炭化水素油 (炭化水素とその他の物との混

(揮発油の蒸留性状の試験方法)

業規格(以下「日本産業規格」という。)K二 蒸留試験方法で定める試験方法とする。 二五四号(石油製品―蒸留試験方法)の常圧法 和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産 める蒸留性状の試験方法は、産業標準化法(昭 法第二条第二項の経済産業省令で定

第一条の四 法第二条第二項の経済産業省令で定 める温度は、百八十度とする。 (揮発油の減失量加算九十パーセント留出温度)

(給油設備)

|第二条 法第二条第三項の経済産業省令で定める 給油設備とは、タンク、配管、ポンプ、 及び給油管をいう。 計量器

(揮発油と同じ用途に用いることができる石油

第二条の二 法第二条第三項の経済産業省令で定 油製品は、灯油とする。 める揮発油と同じ用途に用いることができる石

(第九条

第二条の三 法第二条第六項の石油製品ごとに経 掲げるとおりとする。 済産業省令で定める混和対象物は、次の各号に

テル 揮発油に混和する場合にあつては、エタノ ル又はエチル―ターシャリ―ブチルエー

チルエステル 軽油に混和する場合にあつては、 脂肪酸メ

(軽油の蒸留性状の試験方法)

第二条の四 法第二条第八項の経済産業省令で定 蒸留試験方法で定める試験方法とする。 二五四号(石油製品―蒸留試験方法)の常圧法 める蒸留性状の試験方法は、日本産業規格K一 (軽油の九十パーセント留出温度)

第二条の五 法第二条第八項の経済産業省令で定 める温度は、三百六十度とする。

(軽油の残留炭素分の試験方法)

第二条の六 法第二条第八項の経済産業省令で定 号(原油及び石油製品―残留炭素分の求め方) める試験方法は、日本産業規格K二二七〇―一 石油製品―残留炭素分の求め方)で定める試験 又は日本産業規格K二二七○—二号(原油及び 方法とする。

(軽油の残油に対する重量割合)

第二条の七 法第二条第八項の経済産業省令で定 める割合は、○・一パーセントとする。 (軽油と同じ用途に用いることができる石油製

第二条の八 製品は、灯油及び重油とする。 める軽油と同じ用途に用いることができる石油 (灯油の蒸留性状の試験方法) 法第二条第九項の経済産業省令で定

第二条の九 法第二条第十一項の経済産業省令で 定める蒸留性状の試験方法は、 日本産業規格K

二二五四号(石油製品―蒸留試験方法)の常圧 法蒸留試験方法で定める試験方法とする。 (灯油の九十五パーセント留出温度)

第二条の十 法第二条第十一項の経済産業省令で 定める温度は、二百七十度とする。 (灯油と同じ用途に用いることができる石油製

第二条の十一 法第二条第十二項の経済産業省令 石油製品は、軽油とする。 で定める灯油と同じ用途に用いることができる

第二条の十二 法第二条第十三項の経済産業省令 (重油の蒸留性状の試験方法)

める試験方法とする。 K二二五四号(石油製品—蒸留試験方法)で定で定める蒸留性状の試験方法は、日本産業規格 (重油の九十パーセント留出温度)

第二条の十三 法第二条第十三項の経済産業省令 で定める温度は、三百六十度とする。 (重油の残留炭素分の試験方法)

第二条の十四 法第二条第十三項の経済産業省令 試験方法とする。 及び石油製品―残留炭素分の求め方)で定める 方)又は日本産業規格K二二七〇一二号(原油 で定める試験方法は、日本産業規格K二二七〇 一号(原油及び石油製品―残留炭素分の求め

第二条の十五 法第二条第十三項の経済産業省令 で定める割合は、〇・一パーセントとする。 (海底の掘削又は天然資源の掘採の用に供する (重油の残油に対する重量割合)

第二条の十六 法第二条第十四項の経済産業省令 施設(以下「海洋掘採施設」という。)とする。という。)及び同項第二十四号にいう海洋掘採 年経済産業省令第九十六号)第一条第二項第二 供する施設は、鉱山保安法施行規則(平成十六 (重油と同じ用途に用いることができる石油製 十三号にいう掘削バージ(以下「掘削バージ」 で定める海底の掘削又は天然資源の掘採の用に

第二条の十七 法第二条第十四項の経済産業省令 石油製品は、軽油とする。 で定める重油と同じ用途に用いることができる

第一節 揮発油販売業者の登

登録

(揮発油販売業者の登録の申請)

第三条 法第四条第一項の規定により法第三条の 登録を受けようとする者(以下この条において

> らない。 置して揮発油販売業を行おうとする場合にあつ 行おうとする場合にあつては経済産業大臣に、 管轄区域内に給油所を設置して揮発油販売業を 長に様式第一による申請書を提出しなければな ては当該給油所の所在地を管轄する経済産業局 「申請者」という。)は、二以上の経済産業局 一の経済産業局の管轄区域内のみに給油所を設

2 法第四条第二項の経済産業省令で定める事 次の各号に掲げるとおりとする。

給油所ごとの事業の開始の日

給油所ごとの揮発油の購入先

給油所ごとの品質管理者の氏名

兀 分析機関の名称 設備の種類又は揮発油の分析を委託する登録 給油所ごとの揮発油の分析に使用する分析

Ξ. 所要資金の額及び調達方法

3

4 よるものとする。 法第四条第二項の事業計画書は、 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類 様式第二に

は、次の各号に掲げるとおりとする。 申請者が法第六条第一項第一号から第四号

までに該当しないことを誓約する書面 する者であることを証する書面 品質管理者が第十一条に規定する資格を有

三 給油所ごとに前項の事業計画書に記載した 揮発油の分析を委託することが可能であるこ 分析設備を使用すること又は登録分析機関に とを証する書面

四 申請者が法人である場合はその法人の登記 事項証明書

第四条及び第五条

(揮発油販売業者の承継の届出

第六条 法第七条第二項の規定により揮発油販売 様式第三による届出書に次の書類を添付して、 業者の地位の承継の届出をしようとする者は、 ばならない。 経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなけ

たことを証する書面 二による書面及び事業の全部の譲渡しがあつ の地位を承継した者にあつては、様式第三の 者の事業の全部を譲り受けて揮発油販売業者 法第七条第一項の規定により揮発油販売業

の相続人の全員の同意により選定されたもの 者の地位を承継した相続人であつて、二以上 法第七条第一項の規定により揮発油販売業

にあつては、 様式第四による書面及び戸籍

相続人以外のものにあつては、様式第五によ 者の地位を承継した相続人であつて、前号の 法第七条第一項の規定により揮発油販売業

揮発油販売業者の地位を承継した法人にあつ ては、その法人の登記事項証明書 法第七条第一項の規定により合併によつて

の登記事項証明書 揮発油販売業者の地位を承継した法人にあつ ては、様式第五の二による書面及びその法人 法第七条第一項の規定により分割によつて 2

いことを誓約する書面 六条第一項第一号から第四号までに該当しな 揮発油販売業者の地位を承継した者が法第

(揮発油販売業者の変更登録の申請)

第七条 法第八条第一項の規定により変更登録を 経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなけれ 受けようとする者は、様式第六による申請書を 3

合にあつては、その者が法第六条第一項第一号類を、法人がその業務を行う役員を変更する場 るのは「変更に係る給油所」と読み替えるもの おいて、第三条第四項第三号中「給油所」とあ 面を添付しなければならない。これらの場合に から第三号までに該当しないことを誓約する書 びに第三条第四項第二号及び第三号に掲げる書 る場合にあつては様式第二による事業計画書並 前項の申請書には、給油所を新設しようとす

(揮発油販売業者の変更の届出)

第八条 法第八条第三項の規定により変更の届出 をしようとする者は、様式第七による届出書を なければならない。 をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出し 法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録

(揮発油販売業者の廃止の届出)

第九条 法第九条の規定により揮発油販売業の廃 に提出しなければならない。 変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長 届出書を法第三条の登録又は法第八条第一項の 止の届出をしようとする者は、様式第八による

(揮発油特定加工業者の登録の申請) 第二節 揮発油特定加工業者の登録

第九条の二 法第十二条の三第一項の規定により 法第十二条の二の登録を受けようとする者(以

> とする場合にあつては当該特定加工するためのめの設備を設置して揮発油特定加工業を行おう 業局長に様式第八の二による申請書を提出しな 設備を設置する場所の所在地を管轄する経済産 うとする場合にあつては経済産業大臣に、一の 経済産業局の管轄区域内のみに特定加工するた ための設備を設置して揮発油特定加工業を行お 下この条において「申請者」という。)は、二 以上の経済産業局の管轄区域内に特定加工する

る事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 ければならない。 法第十二条の三第二項の経済産業省令で定め 特定加工する場所ごとの事業の開始の日

三 特定加工して生産した揮発油の分析に使用 揮発油及び混和対象物の購入先

特定加工する場所ごとの特定加工に用いる

委託する登録分析機関の名称 する分析設備の種類又は当該揮発油の分析を

第八の三によるものとする。 法第十二条の三第二項の事業計画書は、 様式

4 法第十二条の三第二項の経済産業省令で定め る書類は、次の各号に掲げるとおりとする。 しないことを誓約する書面 申請者が法第十二条の五第一項各号に該当

を委託することが可能であることを証する 用すること又は登録分析機関に揮発油の分析 前項の事業計画書に記載した分析設備を使

三 申請者が法人である場合は、その法人の 記事項証明書

管理に関する手引書 特定加工するための設備の取扱い及び維持

兀

第九条の三 法第十二条の五第一項の経済産業省 備の構造の基準) (揮発油特定加工業者が特定加工するための設

令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当 することとする。 という。) に適合する比率で行うことができ 規定する揮発油の規格(以下「揮発油規格」 揮発油と混和対象物との混和が、第十条に

二 揮発油と混和対象物とが均一に混和された 揮発油を生産できるものであること。 るものであること。

変化を防止できるものであること。 揮発油が揮発したものの漏洩による性状の 混和対象物としてエタノールを用いる場合 1あつては、水分の混入による性状の変化を

防止できるものであること。

第九条の四 法第十二条の八において準用する法 の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第七条第二項の規定により揮発油特定加工業者 第八の四による届出書に次の書類を添付して、 経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなけれ ばならない。 (揮発油特定加工業者の承継の届出)

業の全部を譲り受けて揮発油特定加工業者の第一項の規定により揮発油特定加工業者の事 ことを証する書面 地位を承継した者にあつては、様式第八の五 による書面及び事業の全部の譲渡しがあつた

三 法第十二条の八において準用する法第七条 位を承継した相続人であつて、二以上の相続第一項の規定により揮発油特定加工業者の地 書面及び戸籍謄本 位を承継した相続人であつて、前号の相続人 第一項の規定により揮発油特定加工業者の地 ては、様式第八の六による書面及び戸籍謄本 以外のものにあつては、様式第八の七による 人の全員の同意により選定されたものにあつ

その法人の登記事項証明書 加工業者の地位を承継した法人にあつては、 第一項の規定により合併によつて揮発油特定

Ŧi. 様式第八の八による書面及びその法人の登記加工業者の地位を承継した法人にあつては、 第一項の規定により分割によつて揮発油特定

法第十二条の五第一項各号に該当しないこと 揮発油特定加工業者の地位を承継した者が

(揮発油特定加工業者の変更登録の申請)

前項の申請書には、特定加工するための設備

法第十二条の八において準用する法第七条

法第十二条の八において準用する法第七条

法第十二条の八において準用する法第七条

法第十二条の八において準用する法第七条

を誓約する書面

第九条の五 法第十二条の六第一項の規定により に提出しなければならない。 変更登録を受けようとする者は、様式第八の九 による申請書を経済産業大臣又は経済産業局長

3

2 務を行う役員を変更する場合にあつてはその者二号及び第四号に掲げる書類を、法人がその業三による事業計画書並びに第九条の二第四項第を新設しようとする場合にあつては様式第八の に該当しないことを誓約する書面を添付しなけ が法第十二条の五第一項第一号から第三号まで ればならない。

(揮発油特定加工業者の変更の届出)

第九条の六 法第十二条の六第三項の規定により 臣又は経済産業局長に提出しなければならな による届出書を法第十二条の二の登録又は法第 変更の届出をしようとする者は、様式第八の十 十二条の六第一項の変更登録をした経済産業大

(揮発油特定加工業者の廃止の届出)

第九条の七 法第十二条の八において準用する法 よる届出書を法第十二条の二の登録又は法第十 第九条の規定により揮発油特定加工業者の廃止 又は経済産業局長に提出しなければならない。 の届出をしようとする者は、様式第八の十一に 一条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣 第三節 軽油特定加工業者の登録

(軽油特定加工業者の登録の申請)

第九条の八 ればならない。 を設置する場所の所在地を管轄する経済産業局 る場合にあつては当該特定加工するための設備 とする場合にあつては経済産業大臣に、一の経 ための設備を設置して軽油特定加工業を行おう 法第十二条の九の登録を受けようとする者 長に様式第八の十二による申請書を提出しなけ の設備を設置して軽油特定加工業を行おうとす 済産業局の管轄区域内のみに特定加工するため 以上の経済産業局の管轄区域内に特定加工する 下この条において「申請者」という。)は、二 法第十二条の十第一項の規定により 议

2 る事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 法第十二条の十第二項の経済産業省令で定め 特定加工する場所ごとの事業の開始の日

軽油及び混和対象物の購入先 特定加工する場所ごとの特定加工に用いる

る分析設備の種類又は当該軽油の分析を委託 する登録分析機関の名称 特定加工して生産した軽油の分析に使用す

第八の十三によるものとする。 法第十二条の十第二項の事業計画書は、

る書類は、次の各号に掲げるとおりとする。 法第十二条の十第二項の経済産業省令で定め 当しないことを誓約する書面 申請者が法第十二条の十二第一項各号に該

三 申請者が法人である場合は、 用すること又は登録分析機関に軽油の分析を 委託することが可能であることを証する書面 前項の事業計画書に記載した分析設備を使 その法人の

(軽油特定加工業者が特定加工するための設備 管理に関する手引書 特定加工するための設備の取扱い及び維持

省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該第九条の九 法第十二条の十二第一項の経済産業 の構造の基準)

2

当することとする ものであること。 に規定する軽油の規格(以下「軽油規格」と 軽油と混和対象物との混和が、第二十二条 . う。) に適合する比率で行うことができる

油を生産できるものであること。 軽油と混和対象物とが均一に混和された軽

(軽油特定加工業者の承継の届出)

法第七条第二項の規定により軽油特定加工業者第九条の十 法第十二条の十五において準用する て、経済産業大臣又は経済産業局長に提出しな第八の十四による届出書に次の書類を添付しの地位の承継の届出をしようとする者は、様式 ればならない。

位を承継した者にあつては、様式第八の十五業の全部を譲り受けて軽油特定加工業者の地 ことを証する書面 による書面及び事業の全部の譲渡しがあつた 条第一項の規定により軽油特定加工業者の事 法第十二条の十五において準用する法第七

位を承継した相続人であつて、二以上の相続条第一項の規定により軽油特定加工業者の地 人の全員の同意により選定されたものにあつ 法第十二条の十五において準用する法第七 様式第八の十六による書面及び戸籍

る書面及び戸籍謄本 以外のものにあつては、様式第八の十七によ位を承継した相続人であつて、前号の相続人 条第一項の規定により軽油特定加工業者の地 法第十二条の十五において準用する法第七

その法人の登記事項証明書 加工業者の地位を承継した法人にあつては、 条第一項の規定により合併によつて軽油特定 法第十二条の十五において準用する法第七

様式第八の十八による書面及びその法人の登 条第一項の規定により分割によつて軽油特定 加工業者の地位を承継した法人にあつては、 法第十二条の十五において準用する法第七

第十二条の十二第一項各号に該当しないこと を誓約する書面 軽油特定加工業者の地位を承継した者が法

(軽油特定加工業者の変更登録の申請)

第九条の十一 法第十二条の十三第一項の規定に 業局長に提出しなければならない。 より変更登録を受けようとする者は、様式第八 の十九による申請書を経済産業大臣又は経済産

までに該当しないことを誓約する書面を添付し 第二号及び第四号に掲げる書類を、法人がその なければならない。 者が法第十二条の十二第一項第一号から第三号 業務を行う役員を変更する場合にあつてはその 十三による事業計画書並びに第九条の八第四項 を新設しようとする場合にあつては様式第八の 前項の申請書には、特定加工するための設備

(軽油特定加工業者の変更の届出)

第九条の十二 法第十二条の十三第三項の規定に は法第十二条の十三第一項の変更登録をした経 の二十による届出書を法第十二条の九の登録又 より変更の届出をしようとする者は、様式第八 済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければ ならない。 4

(軽油特定加工業者の廃止の届出)

る法第九条の規定により軽油特定加工業の廃止 第九条の十三 法第十二条の十五において準用す の届出をしようとする者は、様式第八の二十一 大臣又は経済産業局長に提出しなければならな 十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業 による届出書を法第十二条の九の登録又は法第

第一節 揮発油の品質の確保第三章 品質の確保

(揮発油規格)

第十条 法第十三条の揮発油の規格として経済産 業省令で定めるものは、次の各号に掲げるとお りとする。

二 硫黄分が〇・〇〇一質量百分率以下である 鉛が検出されないこと。

三 メチルターシャリーブチルエーテルが七体 積百分率以下であること。

六 五 兀 灯油の混入率が四体積百分率以下であるこ 酸素分が一・三質量百分率以下であるこ ベンゼンが一体積百分率以下であること。

t メタノー エタノールが三体積百分率以下であるこ ルが検出されないこと。

ラム以下であること。 オレンジ色であること。 実在ガムが百ミリリットル当たり五ミリグ 8

2 子吸光B法で定める試験方法により測定した場 合において、その結果が一リットル当たり○・ ソリン―鉛分試験方法)の原子吸光A法又は原 は、日本産業規格K二二五五号(石油製品―ガ 前項第一号に定める鉛が検出されないことと

3 第一項第二号に定める数値は、日本産業規格 二五四一―二号(原油及び石油製品―硫黄分試試験方法)で定める試験方法、日本産業規格K おける数値とする。 五四一―七号(原油及び石油製品―硫黄分試験 方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五四一―六号(原油及び石油製品―硫黄分試験 方法)で定める試験方法により測定した場合に 験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二 K二五四一―一号(原油及び石油製品―硫黄分 ○○一グラム以下であることをいう。

品―成分試験方法)で定める試験方法又は日本 方法、日本産業規格K二五三六—五号(石油製 四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験 における数値とする。 験方法)で定める試験方法により測定した場合 産業規格K二五三六—六号(石油製品—成分試 で定める試験方法、日本産業規格K二五三六― K二五三六—二号(石油製品—成分試験方法) 第一項第三号に定める数値は、日本産業規格

5 製品―成分試験方法)で定める試験方法により 方法又は日本産業規格K二五三六―六号(石油 四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験 測定した場合における数値とする。 で定める試験方法、日本産業規格K二五三六― K二五三六—二号(石油製品—成分試験方法) 第一項第四号に定める数値は、日本産業規格

7 6 験方法により測定した場合における数値とす 製品―成分試験方法)で定める試験方法により 三号(石油製品―成分試験方法)で定める試験 で定める試験方法、日本産業規格K二五三六― K二五三六—二号(石油製品—成分試験方法) で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六 K二五三六—二号(石油製品—成分試験方法) 測定した場合における数値とする。 方法又は日本産業規格K二五三六―四号(石油 第一項第六号に定める数値は、日本産業規格 第一項第五号に定める数値は、日本産業規格 -四号(石油製品―成分試験方法)で定める試

が○・五体積百分率以下であることをいう。 験方法により測定した場合において、その結果 分試験方法)で定める試験方法、日本産業規格 日本産業規格K二五三六—四号(石油製品—成 で定める試験方法又は日本産業規格K二五三六 K二五三六—五号(石油製品—成分試験方法) (石油製品―成分試験方法)で定める試験方法、 ないこととは、日本産業規格K二五三六―二号 第一項第七号に定めるメタノールが検出され -六号(石油製品――成分試験方法)で定める試

10 9 測定した場合における数値とする。 製品―成分試験方法)で定める試験方法により 方法又は日本産業規格K二五三六―六号(石油四号(石油製品―成分試験方法)で定める試験 で定める試験方法、日本産業規格K二五三六― K二五三六—二号(石油製品—成分試験方法) 第一項第八号に定める数値は、日本産業規格

航空燃料油―実在ガム試験方法―噴射蒸発法) K二二六一号(石油製品—自動車ガソリン及び 数値とする で定める試験方法により測定した場合における 第一項第九号に定める数値は、日本産業規格

(揮発油規格の特則)

第十条の二 揮発油生産業者、揮発油輸入業者、 に供する揮発油の品質とする。 揮発油試験研究計画に定められた試験研究の用ついては、前条の規定にかかわらず、当該認定 は消費しようとする場合における揮発油規格に められた試験研究の用に供する揮発油を販売又 定揮発油試験研究計画」という。)において定該認定を受けた揮発油試験研究計画(以下「認 は揮発油特定加工業者が次条に規定する揮発油 べき者(以下「揮発油加工業者」という。)又 法第十七条の四第二項の規定により確認を行う 試験研究計画の認定を受けた場合であつて、当

2 同法第六十条第一項後段若しくは第九十七条の 燃料とする自動車として道路運送車両法 を混合した揮発油又は一・三質量百分率を超え 者が、揮発油を燃料とする自動車であつて三体 いる自動車の燃料として揮発油を販売又は消費 三第一項の規定による車両番号の指定を受けて 三・七質量百分率以下の酸素分を含む揮発油を 積百分率を超え十体積百分率以下のエタノー 入業者、揮発油加工業者又は揮発油特定加工業 二十六年法律第百八十五号)第四条の登録又は しようとする場合における揮発油規格について 揮発油販売業者、揮発油生産業者、揮発油輸 (昭 ル

率」とあるのは「十体積百分率」とする。 質量百分率」と、同項第八号中「三体積百分 号中「一・三質量百分率」とあるのは「三・七 前条の規定にかかわらず、同条第一項第四

(揮発油試験研究計画の認定の申請)

を受けることができる。 画」という。)を作成し、 該試験研究の計画(以下「揮発油試験研究計 うとするときは、当該試験研究の開始前に、当 験研究の用に供する揮発油を販売又は消費しよ 揮発油加工業者又は揮発油特定加工業者は、 揮発油生産業者、揮発油輸入業者 経済産業大臣の認定 試

揮発油試験研究計画の期間は、 五年を超える

記載しなければならない。 揮発油試験研究計画には、 次に掲げる事項を

は、その代表者の氏名 揮発油生産業者、揮発油輸入業者、揮発油 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

用いる者の氏名(法人の場合にあつては名称 当該試験研究用揮発油を自動車の燃料として 及び代表者の氏名)、住所及び連絡先 油」という。)を販売する場合にあつては、 の用に供する揮発油(以下「試験研究用揮発 試験研究の開始の日及び終了の日(試験研 工業者又は揮発油特定加工業者が試験研究

研究用揮発油の販売の開始の日及び終了の日究用揮発油を販売する場合にあつては、試験 並びに試験研究の開始の日及び終了の日)

試験研究用揮発油の品質 試験研究の目的及び実施の場所

験研究を実施する場所までの流通の経路) 研究用揮発油を輸入する場合にあつては、当試験研究用揮発油の生産を行う場所(試験 該試験研究用揮発油を輸入する者から当該試

登録番号標又は車両番号標及び型式 試験研究における安全を確保するための措

試験研究用揮発油を用いる自動車の自動車

前三項に規定する揮発油試験研究計画の申請 るための経理的基礎及び技術的能力 置及び管理体制 様式第八の二十二によるものとする。 前号の措置を講じ、及び管理体制を維持す 3

認めるときでなければ、その認定をしてはならの申請が次の各号のいずれにも適合していると第十条の四 経済産業大臣は、前条第一項の認定

試験研究が自動車の燃料に係る技術の発展 資するものであること。

二 揮発油試験研究計画に記載された措置及び する知見から判断して適切なものであると認 管理体制が自動車の燃料に関する安全性に関 められること。

じ、及び管理体制を維持するための経理的基三 揮発油試験研究計画に記載された措置を講 礎及び技術的能力があること。

のイからホまでのいずれにも該当しないこ前条第一項の認定の申請を行つた者が、次

を終わり、又は執行を受けることがなくな つた日から二年を経過しない者 法の規定により刑に処せられ、その執行

れ、その取消しの日から二年を経過しなの七第一項の規定により登録を取り消さ であつて法第十一条第一項又は法第十二条揮発油販売業者又は揮発油特定加工業者

売業者又は揮発油特定加工業者の業務を行分のあつた日前三十日以内にその揮発油販登録を取り消された場合において、その処項又は法第十二条の七第一項の規定により ら二年を経過しないもの う役員であつた者でその処分のあつた日か であつて法人であるものが法第十一条第一 揮発油販売業者又は揮発油特定加工業者

があるものちにイからハまでのいずれかに該当する者 法人であつて、その業務を行う役員のう

いれ、 者 _ 4、その取消しの日から二年を経過しな第十条の七の規定により認定を取り消さ

(揮発油試験研究計画の変更の認定の申請)

第十条の五 第十条の三第一項の認定を受けた者 項各号に掲げる事項を変更しようとするとき は、認定揮発油試験研究計画について同条第三(以下この節において「認定事業者」という。) は、経済産業大臣の変更の認定を受けなければ ならない。

2 る。 前条の規定は、 前項の変更の認定に準用す

定の申請は、様式第八の二十三によるものとす 第一項の認定揮発油試験研究計画の変更の認

(認定事業者による管理等)

第十条の六 認定事業者は、当該試験研究が認定 理しなければならない。 揮発油試験研究計画に従つたものとなるよう管

2 済産業大臣に報告しなければならない。 ない事態が生じたときは、速やかに、これを経 載された措置及び管理体制から見て、予見され 認定事業者は、認定揮発油試験研究計画に記

3 ばならない。 十四による書面を経済産業大臣に提出しなけれ 認定事業者は、十二月ごとに、様式第八の二

4 による書面を経済産業大臣に提出しなければな の終了の日から一月以内に、様式第八の二十五 らない。 認定事業者は、当該認定揮発油試験研究計画

第十条の七経済産業大臣は、 各号の一に該当するときは、 (認定の取消) 当該認定を取り消認定事業者が次の

を受けたとき。 不正の手段により第十条の三第一項の認定 すことができる。

二 前条各項の規定に違反したとき。 (揮発油と同じ用途に用いることができる石油

第十条の八 法第十三条の経済産業省令で定める 揮発油と同じ用途に用いることができる石油製

品は、灯油とする。 (品質管理者の資格)

省令で定める資格は、次の各号に掲げるとおり第十一条 法第十四条第一項に規定する経済産業 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号)

種危険物取扱者免状の交付を受けている者 防法第十三条の二の丙種危険物取扱者免状の 油の給油の実務に六月以上従事し、かつ、消 第十三条の二の甲種危険物取扱者免状又は乙 交付を受けているもの 次のいずれかに該当する者であつて、揮発

号)による高等学校、旧中等学校令(昭和 等学校卒業程度認定審査規則(令和四年文 格検定に合格した者を含む。)若しくは高六年文部省令第十三号)による大学入学資 認定試験規則(平成十七年文部科学省令第 廃止前の大学入学資格検定規程(昭和二十 合格した者(同令附則第二条の規定による 若しくは修了した者又は高等学校卒業程度 八十九号)による高等学校尋常科を卒業し しくは旧高等学校令(大正七年勅令第三百 十八年勅令第三十六号)による中等学校若 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六 号)による高等学校卒業程度認定試験に

> 部科学省令第十八号)による高等学校卒業 程度認定審査に合格した者

経済産業大臣が指定する講習の課程を修

(品質管理者の選任等の届出)

第十二条 法第十四条第二項の規定により品質管 だし、解任の場合にあつては、当該書面の添 第八条第一項の変更登録をした経済産業大臣又 証する書面を添付して、法第三条の登録又は法 が前条に規定する資格を有する者であることを は、様式第九による届出書に、当該品質管理者 理者の選任又は解任の届出をしようとする者 を省略することができる。 は経済産業局長に提出しなければならない。た

(品質管理者の職務)

第十三条 法第十五条第一項の経済産業省令で定 める品質管理者の職務は、 おりとする。 次の各号に掲げると

号において同じ。)。 発油の分析を委託している場合を除く。 うこと(揮発油販売業者が登録分析機関に揮 法第十六条の規定による揮発油の分析を行 第三

の作成及び実施について監督すること。 油品質維持計画又は確認揮発油品質維持計画 第十四条の二第一項又は第三項の生産揮発

三 揮発油の分析に使用する分析設備を第十五 条の技術上の基準に適合するよう維持するこ

兀 について監督すること 法第十七条の六第一項の標準揮発油の表

五. 六 その他揮発油の品質の確保に必要な業務を る。) 並びに法第二十条第一項の報告(揮発 帳簿の記載(揮発油販売業者に係るものに限 に係るものに限る。)について監督すること。 油販売業者に係るものであつて揮発油の品質 品質に係るものに限る。)及び同条第四項 行うこと。 法第十九条第一項の帳簿の記載(揮発油 0

(揮発油の分析の方法)

第十四条 法第十六条の規定による揮発油の分析 ばならない。 は、次の各号に定めるところにより行わなけれ

分析は十日ごとに行うこと。

試料は給油管から採取すること。

生じないような措置を講じておくこと。 採取した試料は速やかに分析をするものと 分析をするまでの間はその成分の変化が

分析設備の使用方法に従つて分析をするこ

(揮発油の分析の特則)

第十四条の二 揮発油販売業者は、給油所ごと をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出し 法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登録 画」という。) 又は確認揮発油品質維持計画 合する旨の認定を受けることができる。 (以下「確認計画」という。) を作成し、これを て、当該生産計画又は確認計画が次の各号に適 生産揮発油品質維持計画 (以下「生産計

生産計画の場合にあつては、次に掲げる

油所を用いて販売した揮発油の主たる生産 通の経路をいう。以下「主たる生産揮発油 画申請給油所までの当該揮発油の主たる流 揮発油流通経路と同一であること。 請業者が申請の日前一月間生産計画申請給 流通経路」という。)が、当該生産計画申 油輸入業者又は揮発油加工業者から生産計 主たる流通の経路(揮発油生産業者、揮発 所」という。) を用いて販売する揮発油の 請に係る給油所(以下「生産計画申請給油 請の日から当該生産計画の終了の日(以下 '生産計画終了日」という。) までの間に申 (以下「生産計画申請業者」という。) が申 認定を受けようとする揮発油販売業者 2

を販売しないことが確実であると見込まれ 格に適合しない揮発油を販売していないこ 産計画申請給油所を用いて法第十三条の規 での間に、同条の規格に適合しない揮発油 と、かつ、申請の日から生産計画終了日ま 生産計画申請業者が申請の日前一月間生 3

確認計画の場合にあつては、 次に掲げる

認を定期的に受けている者又は揮発油特定別に定める方法によって登録分析機関の確 揮発油を供給する者として経済産業大臣が 主たる流通の経路(揮発油規格に適合する 請に係る給油所(以下「確認計画申請給油 請の日から当該確認計画の終了の日(以下 所」という。)を用いて販売する揮発油の 加工業者(以下「確認供給者」という。 「確認計画終了日」という。)までの間に申 (以下「確認計画申請業者」という。) が申 認定を受けようとする揮発油販売業者 第 項 第 一 した揮発油の主たる「当該生産計画申請給油」 一 計業者が申請の日前請給油所を用いて販売を受け、かつ、当該認可 一 月間生産計画申請ものと、第一項の認定での対した。第一項の認定での対した。第一項の認定での対した。

計画申請給油所を用いて販売した揮発油の 確認計画申請業者が申請の日前一月間確認 確認揮発油流通経路」という。)が、当該

格に適合しない揮発油を販売していないこ 認計画申請給油所を用いて法第十三条の規 ること。 を販売しないことが確実であると見込まれ での間に、同条の規格に適合しない揮発油 と、かつ、申請の日から確認計画終了日ま 確認計画申請業者が申請の日前一月間確

認揮発油申請給油所(以下「申請給油所」と総 申請の日前一月間生産揮発油申請給油所又は確 下 ることができる。 の申請給油所が複数ある場合には、申請揮発油 うち、当該申請給油所の直前までのものが同一 路(以下「申請前流通経路」と総称する。)の 産揮発油流通経路又は主たる確認揮発油流通経 称する。)を用いて販売した揮発油の主たる生 数の申請給油所に係る生産計画又は確認計画 販売業者は、前項の規定にかかわらず、当該複 (以下「計画」と総称する。)を一括して作成す 生産計画申請業者又は確認計画申請業者 「申請揮発油販売業者」と総称する。)が、 以

申請給油所以外の給油所に係る計画について第 は、それぞれ同表の下欄と読み替るものとす 号及び前項の規定で次表の中欄に掲げるもの 流通経路のうち当該申請給油所以外の給油所の たる生産揮発油流通経路又は主たる確認揮発油 所以外の給油所に係る計画に記載されている主 申請給油所の直前までのものと、当該申請給油 経路又は主たる確認揮発油流通経路のうち当該 している場合であつて、主たる生産揮発油流通 直前までのものとが同一の場合には、第一項各 一項の認定を受け、かつ、当該認定が効力を有 申請揮発油販売業者が、給油所ごとに、当該

主たる確認揮発油流通経路と同一であるこ の主たる流通の経路をいう。以下「主たる から確認計画申請給油所までの当該揮発油

用いて法第十三条の 請業者が申請の日前 発油を販売していな 産計画申請給油所を 申請の日 いこと、かつ、 規格に適合しない揮 前一月間生

号 項 ものとが

給油所(以下「申請まで生産揮発油申請給又は確認揮発油申請認生産計画の終了の日 発油を販売していな規格に適合しない揮 揮発油の主たる生産給油所」と総称する。)を用いて販売した請給油所(以下「申請給油所」と総称する油所又は確認揮発油申 産揮発油申請給油所 認計画申請給油所を 申請の日前一月間確 揮発油流通経路又はを用いて販売する揮発 申請の日前 いこと、かつ、 いて法第十三条の

号 生産揮発油流通経路生産計画に記載されて の給油所の直前までの 産計画申請給油所以外 いる主たる生産揮発油 流通経路のうち当該生 ものとが 4 は、第五号に掲げる事項のうち申請前流通経読み替えられた第一項の認定を受ける計画に を記載しなければならない。ただし、第三項で 路、第六号に掲げる事項及び第八号に掲げる事 定する確認を受けていることは記載することを 項のうち申請の一月前から第一項第二号イに規 生産計画及び確認計画には、次に掲げる事項

生産計画 [申請業者が|削除

要しない。

所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

申請揮発油販売業者の氏名又は名称及び住

登録年月日及び登録番号

申請給油所の名称及び所在地

、当該確認計画申のうち当該確認計画申 請給油所の直前までの

う。) 及び計画の終了の日(以下「計画終了

計画の開始の日(以下「計画開始日」とい

給油所を用いて販売を受け、かつ、当該認一月間確認計画申請ものと、第一項の認定 確認揮発油流通経路当該確認計画申請給油 した揮発油の主たる定が効力を有している 確認計画に記載され の給油所の直前までの 認計画申請給油所以外 流通経路のうち当該確 いる主たる確認揮発油 所以外の給油所に係る

確認計画申請業者が削除 月間生申請の日から当該生産 計画の終了の日又は確

Ŧi. 確認揮発油流通経路(以下「申請後流通 発油の主たる生産揮発油流通経路又は主たる 日までの間に申請給油所を用いて販売する揮 日」という。) 路」と総称する。) 申請前流通経路及び申請の日から計画終了

認計画の場合にあつては、主たる確認供給者 するために講じてきた措置 適合しない揮発油を販売しないことを確実に 計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に 請揮発油販売業者及び揮発油を申請揮発油販 に直接又は間接に揮発油を供給する者を除 「主たる揮発油供給者」という。)の全部 売業者に直接又は間接に供給する者(以下 申請後流通経路を構成する者であつて、 以下同じ。)が、申請の日前一月間生産 (確

用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油 を販売しないことを確実にするために講じる の日から計画終了日までの間に申請給油所を 業者及び主たる揮発油供給者の全部が、申請 こととしている措置 申請後流通経路を構成する申請揮発油販売

の期間は一年を超えることができない。 前項第四号の計画開始日から計画終了日まで 確実にするために講じることとしている措置 の間に同号イに規定する確認を受けることを ていること及び申請の日から計画終了日まで 前から第一項第二号イに規定する確認を受け 給油所に揮発油を供給する者が、申請の一月 確認計画の場合にあつては、確認計画申請

6 計画開始日の一月前までに、 を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、 第一項の認定(第三項で読み替えられた場合 様式第十による申

前流通経路」と総称認揮発油流通経路

主たる確認揮発油流油の主たる生産揮発油

流通経路又は主たる確

更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に 提出しなければならない。

録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出 を法第三条の登録又は法第八条第一項の変更登 第一号に掲げる事項に係る部分に限る)の写し 日から計画開始日までの間の第五十六条第一項 給油所に係る法第十九条第一項の帳簿(申請の を受けた後、計画開始日から十日以内に、申請 つては、第三項で読み替えられた第一項の認定 書面を添付することを要しない。この場合にあ 第四項第八号の確認を受けていることを証する 号及び第四号の書類並びに第五号の書類のうち 書類のうち申請前流通経路を証する書面、第二 第一項の認定を受けようとする者は、第一号の ばならない。ただし、第三項で読み替えられた しなければならない。 前項の申請書には、次の書類を添付しなけれ

申請前流通経路及び申請後流通経路を証す

三 第四項第七号の措置が確実に講じられるこ 一 主たる揮発油供給者の全部が第四項第六号 とを証する書面 の措置を講じてきたことを誓約する書面

実に講じられることを証する書面 の確認を受けていること及び同号の措置が確 号に掲げる事項に係る部分に限る。) の写し (申請の日前一月間の第五十六条第一項第一 申請給油所に係る法第十九条第一項の帳簿 確認計画の場合にあつては、第四項第八号

までは、第一項の認定を受けることができな ついては、その取消しの日から二年を経過する た揮発油販売業者は、当該認定に係る給油所に 第十四条の八の規定により認定を取り消され

第十四条の三 前条第一項の認定を受けた揮発油 申請の日の前日)までの間に、 第十六条の規定による揮発油の分析を、第十四う。)は、当該認定に係る給油所については法 認定揮発油販売業者にあつては、同条第二項の 了日の変更の認定の申請の日)から計画終了日更された場合にあつては、最後に受けた計画終 画終了日が第十四条の七第一項の規定により変 条第一号の規定にかかわらず、計画開始日(計 販売業者(以下「認定揮発油販売業者」とい (第十四条の七第一項の認定を受けようとする 一回行わなけれ 画終了日を変更することができる。 済産業大臣又は経済産業局長の認定を受けて計 の登録又は法第八条第一項の変更登録をした経

請書を法第三条の登録又は法第八条第一項の変 | 第十四条の四 | 認定揮発油販売業者がその事業の 全部を譲り渡し、又は認定揮発油販売業者につ ときは、その者)、合併後存続する法人若しく その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相 その事業の全部を承継した法人は、その認定揮 は合併により設立した法人若しくは分割により 同意により事業を承継すべき相続人を選定した 続人が二人以上ある場合において、その全員の を承継させるものに限る。)があつたときは、 いて相続、合併若しくは分割(その事業の全部

第十四条の六 揮発油販売業者は、認定計画につ 第十四条の五 第十四条の二第一項の認定を受け ない。 つたときは、遅滞なく、その旨を法第三条の登号、第七号又は第八号に掲げる事項に変更があ は、当該認定計画に係る認定は、その効力を失第二項の規定による確認を行わなかつたとき その他これに類する変更は、この限りでない。 う。) により緊急に揮発油を販売する必要があ る期間内に生じた変更であつて、特定非常災害 う。ただし、経済産業大臣が告示で定める区域 若しくは揮発油加工業者が、それぞれ法第十七 項第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事項 申請給油所の所在地若しくは第十四条の二第四 た計画(以下「認定計画」という。)について、 業大臣又は経済産業局長に届け出なければなら 録又は法第八条第一項の変更登録をした経済産 いて第十四条の二第四項第一号、第三号、第五 販売業者までの申請後流通経路を短縮する変更 ると認められる場合において生じた当該揮発油 八十五号)第二条第一項の特定非常災害をい ための特別措置に関する法律(平成八年法律第 の認定計画について経済産業大臣が告示で定め 内において申請給油所を有する揮発油販売業者 条の三第一項、法第十七条の四第一項若しくは 該計画に係る揮発油生産業者、揮発油輸入業者 の規定により書類を提出しなかつたとき又は当 発油販売業者の地位を承継する。 (特定災害の被害者の権利利益の保全等を図る に変更があつたとき、第十四条の二第七項後段 4

第十四条の七 認定揮発油販売業者は、法第三条 2 業局長に提出しなければならない。 による届出書を法第三条の登録又は法第八条第 一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産 前項の届出をしようとする者は、様式第十一

| 2 前項の認定を受けようとする者は、計画終了 一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産による申請書を法第三条の登録又は法第八条第 日の三月前から一月前までの間に、様式第十二 業局長に提出しなければならない。

3 ものとする。 項の認定を継続して二回以上受けた場合にあつ 日から同項の規定により変更される後の計画終 は一年を超えることはできない。ただし、第一 了日までの期間(以下「計画期間」という。) ては、計画期間は二年を超えることができない 第一項の規定により変更される前の計画終了

るまでの間に一回、一年を経過した翌日から当 油の分析を、当該計画開始日から一年を経過す 該計画終了日までの間に一回行わなければなら 定にかかわらず、法第十六条の規定による揮発 超えるものとした場合には、第十四条の三の規 前項ただし書の規定により計画期間を一年を

5 定の申請の日(変更された計画終了日の変更の中「申請の日前一月間」とあるのは「計画の認号、第二項、第四項第六号並びに第七項第四号 場合において、同条第一項第一号イ中「申請の 七項の規定は、第一項の認定に準用する。この という。)及び計画の終了の日(以下「計画終 四号中「計画の開始の日(以下「計画開始日. の認定の申請の日までの間」と、同条第四項第 認定にあつては最後に受けた第十四条の七第一 計画終了日」と、同条第一項第一号及び第二 四条の七第一項の認定の申請の日から変更後の 又は同条第四項第五号、第七号及び第八号中 号イ中「申請の日から当該確認計画の終了の日 画終了日」という。)」とあり、同条第一項第一 日から当該生産計画の終了の日(以下「生産計 了日」という。)」とあるのは「変更前の計画終 項の認定の申請の日)から第十四条の七第一項 「申請の日から計画終了日」とあるのは「第十 (以下「確認計画終了日」という。)」とあり、 のとする。 了日及び変更後の計画終了日」と読み替えるも 第十四条の二第一項、第二項、第四項及び第

第十四条の八 法第三条の登録又は法第八条第 該当するときは、当該認定を取り消すことがで局長は、認定揮発油販売業者が次の各号の一に 項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業

げる事項 (申請給油所の所在地を除く。) 第十四条の二第四項第一号又は第三号に掲

> 三 当該認定に係る給油所を用いて法第十三条 第十四条の七第一項の認定を受けたとき。 第一項の規定による届出をしなかつたとき。 変更があつたにもかかわらず、第十四条の六 不正の手段により第十四条の二第一項又は

第十五条 法第十六条の経済産業省令で定める分 析設備の技術上の基準は、次の各号に掲げると おりとする。 (分析設備の技術上の基準)

の規格に適合しない揮発油を販売したとき。

原子吸光B法で定める試験方法による試験を 行うことができるものであること。 ソリン―鉛分試験方法)の原子吸光A法又は 日本産業規格K二二五五号(石油製品―ガ

一 日本産業規格K二五四一―一号(原油及び める試験方法による試験を行うことができる 験方法又は日本産業規格K二五四一―七号 及び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試 ものであること。 方法、日本産業規格K二五四一—六号(原油 び石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験 法、日本産業規格K二五四一—二号(原油及 石油製品―硫黄分試験方法)で定める試験方 (原油及び石油製品―硫黄分試験方法) で定

三 メチルターシャリーブチルエーテルの混入 格K二五三六—六号(石油製品—成分試験方 試験方法)で定める試験方法又は日本産業規 産業規格K二五三六—五号(石油製品—成分 品―成分試験方法)で定める試験方法、日本 率について、日本産業規格K二五三六―二号 ができるものであること。 法)で定める試験方法による試験を行うこと 法、日本産業規格K二五三六—四号(石油製 (石油製品―成分試験方法)で定める試験方

四 号 める試験方法又は日本産業規格K二五三六― 三六―三号(石油製品―成分試験方法)で定 法)で定める試験方法、日本産業規格K二五 K二五三六—二号(石油製品—成分試験方 る試験を行うことができるものであること。 製品―成分試験方法)で定める試験方法によ 法又は日本産業規格K二五三六―六号(石油 試験方法、日本産業規格K二五三六—四号 (石油製品―成分試験方法)で定める試験方 ―二号(石油製品―成分試験方法)で定める ベンゼンの混入率について、日本産業規格 酸素分について、日本産業規格K二五三六 (石油製品―成分試験方法)で定める試

験方法による試験を行うことができるもので

- 試験方法による試験を行うことができるもの 定める試験方法又は日本産業規格K二五三六 五三六―二号(石油製品―成分試験方法)で 灯油の混入率について、日本産業規格K二 -四号(石油製品―成分試験方法)で定める
- 格K二五三六―二号(石油製品―成分試験方」 メタノールの混入率について、日本産業規 方法又は日本産業規格K二五三六―六号(石油製品―成分試験方法)で定める試験 よる試験を行うことができるものであるこ 油製品―成分試験方法)で定める試験方法に める試験方法、日本産業規格K二五三六―五三六―四号(石油製品―成分試験方法)で定 法)で定める試験方法、日本産業規格K二五 2
- 三六―四号(石油製品―成分試験方法)で定 験方法による試験を行うことができるもので 六号(石油製品―成分試験方法)で定める試 める試験方法又は日本産業規格K二五三六― 法)で定める試験方法、日本産業規格K二五 格K二五三六—二号(石油製品—成分試験方 エタノールの混入率について、日本産業規
- 揮発油中の酸化生成物の測定を行うことができ他の経済産業大臣が別に定める測定方法による 四号(高速液体クロマトグラフィー通則)その るものをもつて代えることができる。 前項第九号の基準は、日本産業規格K〇一二 方法―噴射蒸発法)で定める試験方法による 動車ガソリン及び航空燃料油―実在ガム試験 試験を行うことができるものであること。 日本産業規格K二二六一号(石油製品―自

(揮発油の分析の委託等の届出)

第十五条の二 法第十六条の二第二項の規定によ 省略することができる。 約の失効の場合にあつては、 出しなければならない。ただし、委託に係る契 登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提 て、法第三条の登録又は法第八条第一項の変更 る届出書に委託に係る契約書の写しを添付し 効の届出をしようとする者は、様式第十三によ り揮発油の分析の委託又は委託に係る契約の失 当該写しの添付を

次の各号に掲げるとおりとする。 法第十七条の経済産業省令で定める事

> 氏名又は名称 給油所の名称

品質管理者の氏名 登録年月日及び登録番号

五. は揮発油の分析を委託している登録分析機関 揮発油の分析に使用する分析設備の種類又

六 認定計画に係る給油所にあつては、当該給 油所に係る計画について第十四条の二第一項 の認定を受けている旨及び当該計画の終了 様式第十四

によりするものとする。 法第十七条の規定による表示は、

(揮発油生産業者等の規格適合確認)

第十七条 法第十七条の三第一項、法第十七条の 四第一項若しくは第二項又は法第十七条の四の 二第一項の規定による確認は、次の各号に定め るところにより行わなければならない。 発油と混合を生じるおそれがない段階におい売又は消費されるまでの間に異なる品質の揮 条の四第一項若しくは第二項又は法第十七条 の四の二第一項の確認を行つた揮発油が、販 試料は、法第十七条の三第一項、法第十七

二 採取した試料は速やかに分析をするものと 準に適合する分析設備を使用して、分析する 生じないような措置を講じておくこと。 自ら保有する第十五条で定める技術上の基 分析をするまでの間はその成分の変化が

て採取すること。

状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けて に、当該分析設備の使用方法に従つて分析さ いる者(以下「品質管理責任者」という。) 消防法第十三条の二の甲種危険物取扱者免

方法で行うこと。 試料の採取は、次のイ又は口のいずれ かの

量と同量の揮発油が出荷されるごとに行う 供給設備ごとに当該供給設備からその容

る製造品質管理体制において定められた方 にあつては、同法第三十条第三項に規定す る鉱工業品の製造業者の認証を受けた場合 発油特定加工業者が当該揮発油の生産につ 法により行うこと いて産業標準化法第三十条第一項に規定す 揮発油生産業者、揮発油加工業者又は揮

> を確認することにより、法第十七条の三第 業者が法第十七条の三第一項の確認を行うこと するときは、当該揮発油を購入する揮発油生産 定加工業者は、揮発油生産業者に揮発油を販売 法第十七条の四の二第一項の規定による確認を 項、法第十七条の四第一項若しくは第二項又は 行うことができる。 ;発油輸入業者、揮発油加工業者及び揮発油特 前項の規定にかかわらず、揮発油生産業者、

第十七条の二 揮発油特定加工業者は、特定加工(揮発油特定加工業者の確認の特則)

条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣又 する場所ごとに、揮発油特定加工品質確認計画 工計画が次の各号に適合する旨の認定を受ける は経済産業局長に提出して、当該揮発油特定加 し、これを法第十二条の二の登録又は法第十二 (以下「揮発油特定加工計画」という。) を作成 ことができる。

和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮 産業者等」という。)が生産又は輸入した混 条及び第十七条の八において「混和対象物生 象物を生産又は輸入する者(以下この条、次 う。) が生産又は輸入した揮発油及び当該揮 者(以下「混和前揮発油生産業者等」とい う。)

に供給する揮発油を生産又は輸入する 発油特定加工計画申請業者に供給する混和対 (以下「揮発油特定加工計画申請業者」とい 認定を受けようとする揮発油特定加工業者

二 揮発油特定加工計画の開始の日から終了の の揮発油が混和前揮発油生産業者等により継間」という。)、前号により確認された混和前日までの間(以下「揮発油特定加工計画期 続的に生産又は輸入されることが確実である 発油規格に適合することが確認されること。

等により継続的に生産又は輸入されることが 確認された混和対象物が混和対象物生産業者 揮発油特定加工計画期間中、第一号により 確実であること。

揮発油流通経路」という。) という。)までの流通の経路(以下「混和前 産業者等から申請に係る特定加工する場所 るとされた混和前の揮発油の混和前揮発油生 継続的に生産又は輸入されることが確実であ (以下「揮発油特定加工計画特定加工場所」 揮発油特定加工計画期間中、第二号により が一定であるこ

2 Ŧī. 記載しなければならない。 揮発油特定加工計画には、次に掲げる事項を という。)が一定であること。 等から揮発油特定加工計画特定加工場所まで の流通の経路(以下「混和対象物流通経路」 るとされた混和対象物の混和対象物生産業者 継続的に生産又は輸入されることが確実であ 揮発油特定加工計画申請業者の氏名又は名 揮発油特定加工計画期間中、第三号により

者の氏名

称及び住所並びに法人にあつては、その代表

揮発油特定加工計画特定加工場所の所在 登録年月日及び登録番号

五. び住所並びに法人にあつては、その代表者の 混和前揮発油生産業者等の氏名又は名称及 計画の開始の日及び計画の終了の日

六 揮発油特定加工計画期間中、前項第一号に 油生産業者等により継続的に生産又は輸入さ れることを確実にするための措置 より確認された混和前の揮発油が混和前揮発

流通経路 揮発油特定加工計画期間中の混和前揮発油

住所並びに法人にあつては、 混和対象物生産業者等の氏名又は名称及び その代表者の

混和対象物を生産又は輸入する場所 混和対象物生産業者等が生産又は輸入する

とを確実にするための措置 業者等により継続的に生産又は輸入されるこ より確認された混和対象物が混和対象物生産 揮発油特定加工計画期間中、前項第一号に

流通経路 揮発油特定加工計画期間中の混和対象物

の日までの期間は、 前項第四号の計画の開始の日から計画の終了 一年を超えることができな

4 第十四の二による申請書を法第十二条の二の登第四号の計画の開始の日の一月前までに、様式 ばならない。 経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなけれ録又は法第十二条の六第一項の変更登録をした 第一項の認定を受けようとする者は、第二項

ばならない。 前項の申請書には、次の書類を添付しなけ

第五号に規定する方法により揮発油規格に適 混和前揮発油生産業者等が第十七条第一 項

合する揮発油であることを確認した揮発油の 1給を受けることを証する書面

申請業者と混和前揮発油生産業者等が同一のその旨を誓約する書面(揮発油特定加工計画 場合は、当該揮発油の生産計画書又は輸入計 流通経路が一定であることを証する書面及び 揮発油特定加工計画期間中、混和前揮発油

受ける場合は、次に掲げるいずれかの書類 物を生産する者(以下この号、次号並びに第 十七条の五第三項第二号及び第三号において 「混和対象物生産業者」という。) から供給を 他の第三者の試験分析機関が行う場合にあ 生産業者が生産した混和対象物が当該混和揮発油特定加工計画期間中、混和対象物 揮発油特定加工計画申請業者が、混和対象 れるごとに行う確認を、登録分析機関その からその容量と同量の混和対象物が出荷さ 混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備 発油規格に適合するものであることの当該 対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮 つては、当該試験分析機関との委託契約書

生産について産業標準化法第三十条第一項混和対象物生産業者が当該混和対象物の設備を用いて確認を行う旨を誓約する書面者が自ら行う場合にあつては、自らの分析 することを証する書面 規定する製造品質管理体制において定めら れるごとに行う確認を、混和対象物生産業 発油規格に適合するものであることの当該 対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮生産業者が生産した混和対象物が当該混和 揮発油を生産した場合に揮発油規格に適合 れた方法により、当該混和対象物を用いて けた場合にあつては同法第三十条第三項に からその容量と同量の混和対象物が出荷さ 混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備 に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物

生産業者が生産した混和対象物が当該混和 供給設備からその容量と同量の混和対象物 発油規格に適合するものであることについ 対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮 が出荷されるごとに、登録分析機関その他 て、当該混和対象物の供給設備ごとに当該 申請の日前三月間において、混和対象物

とを証する書面

Ŧi. に掲げるいずれかの書類 者」という。)から供給を受ける場合は、次 五第三項第五号において「混和対象物輸入業 物を輸入する者(以下この号及び第十七条の 並びに当該設備の管理体制を記載した書面 設備その他の設備の能力、構造図及び配置図 ては、混和対象物生産業者の製造設備、供給 揮発油特定加工計画申請業者が、混和対象 前号ニに掲げる書類を添付する場合におい

の写し つては、 他の第三者の試験分析機関が行う場合にあ 混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備 発油規格に適合するものであることの当該 対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮 れるごとに行う確認を、登録分析機関その からその容量と同量の混和対象物が出荷さ 輸入業者が輸入した混和対象物が当該混和 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物 当該試験分析機関との委託契約書

画書) は、当該混和対象物の生産計画書又は輸入計請業者と混和対象物生産業者等が同一の場合の旨を誓約する書面(揮発油特定加工計画申 通経路が一定であることを証する書面及びそ 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物流 者が自ら行う場合にあつては、自らの分析 混和対象物の供給設備ごとに当該供給設備 対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮 輸入業者が輸入した混和対象物が当該混和 設備を用いて確認を行う旨を誓約する書面 れるごとに行う確認を、混和対象物輸入業 からその容量と同量の混和対象物が出荷さ 発油規格に適合するものであることの当該 揮発油特定加工計画期間中、混和対象物

二年を経過するまでは、第一項の認定を受ける ことができない。 た揮発油特定加工業者は、その取消しの日から 第十七条の八の規定により認定を取り消され

第十七条の三 前条第一項の認定を受けた揮発油 の規定による揮発油の確認を、第十七条第一項者」という。)は、法第十七条の四の二第一項 ばならない。 第五号の規定にかかわらず、揮発油特定加工計 特定加工業者(以下「認定揮発油特定加工業 画期間中、三月以内に一回の頻度で行わなけれ

の第三者の試験分析機関が二回確認したこ | 2 認定揮発油特定加工業者は、混和対象物生産 届け出なければならない。 に一回の頻度で、様式第十四の三により法第十書面を、揮発油特定加工計画期間中、三月以内 象物の供給設備ごとに確認されたことを証する 油規格に適合するものであることが当該混和対和対象物を用いて揮発油を生産した場合に揮発 更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に 二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変 業者等が生産又は輸入した混和対象物が当該混

第十七条の五 認定揮発油特定加工業者は、第十の認定揮発油特定加工業者の地位を承継する。 第十七条の四 認定揮発油特定加工業者がその事 う。) について第十七条の二第二項第三号、第計画(以下「認定揮発油特定加工計画」とい 七条の二第一項の認定を受けた揮発油特定加工 割によりその事業の全部を承継した法人は、そ 続人(相続人が二人以上ある場合において、そときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相 選定したときは、その者)、合併後存続する法 の全員の同意により事業を承継すべき相続人を 業の全部を承継させるものに限る。)があつた 業者について相続、合併若しくは分割(その事 業の全部を譲り渡し、又は認定揮発油特定加工 人若しくは合併により設立した法人若しくは分

2 前項の変更の認定を受けようとする者は、 二の登録又は法第十二条の六第一項の変更登録式第十四の四による変更申請書を法第十二条の をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出

業大臣又は経済産業局長の認定を受けなければ 法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産 ようとするときは、法第十二条の二の登録又は 掲げる事項を変更して揮発油を販売又は消費し 六号、第七号、第九号、第十号又は第十一号に

ならない。

分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するも のとする。 前項の変更申請書には、次の各号に掲げる区

3

なければならない。

生産計画書又は輸入計画書) 産業者等が同一となる場合は、当該揮発油 する書面(混和前揮発油流通経路の変更に伴 定であることを証する書面及びその旨を誓約 変更 変更に係る混和前揮発油流通経路が い認定揮発油特定加工業者と混和前揮発油 第十七条の二第二項第七号に掲げる事項の

しての混和対象物生産業者が生産した混和対 第十七条の二第二項第十号に掲げる措置と

供給設備からその容量と同量の混和対象物が 次に掲げるいずれかの書類 出荷されるごとに行う確認(以下この号にお ことの当該混和対象物の供給設備ごとに当該 象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産 いて単に「確認」という。)に関する変更 こた場合に揮発油規格に適合するものである 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 第十七条の二第五項第三号イに掲げる書

の分析設備を用いて確認を行う場合にあつ 当該試験分析機関による確認に代えて自ら れた試験分析機関との委託契約を破棄し、 る試験分析機関との委託契約書の写し 場合を除く。)にあつては、当該変更に係 内容を変更する場合(委託契約を破棄する ては、その旨を誓約する書面 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 れた試験分析機関の変更その他委託契約 一項の認定を受けた者が当該書類に記載さ 第十七条の二第五項第三号イに掲げる書

一項の認定を受けた者が当該書類に記載さ

法第三十条第三項に規定する製造品質管理する鉱工業品の製造業者の認証を受けて同 用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格 とする場合にあつては、当該混和対象物を 号及び次号において「産業標準化法に基づ 揮発油規格に適合する旨の確認(以下この 和対象物を用いて揮発油を生産した場合に 体制において定められた方法により当該混 れた試験分析機関との委託契約を破棄し、 に適合することを証する書面 く方法による確認」という。)によること 対象物生産業者が当該混和対象物の生産に 当該試験分析機関による確認に代えて混和 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 ついて産業標準化法第三十条第一項に規定 一項の認定を受けた者が当該書類に記載さ 第十七条の二第五項第三号イに掲げる書

る場合(ロ及びハの場合を除く。)にあつ 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 書面、並びに当該供給設備ごとに当該供給 置図並びに当該設備の管理体制を記載した ては、混和対象物生産業者の製造設備、供 れた試験分析機関との委託契約書を破棄す 給設備その他の設備の能力、構造図及び配 一項の認定を受けた者が当該書類に記載さ 第十七条の二第五項第三号イに掲げる書

者の試験分析機関が二回確認したことを証 荷されるごとに登録分析機関その他の第三 設備からその容量と同量の混和対象物が出

- 場合にあつては、当該試験分析機関との委 三者の試験分析機関により確認を行わせる よる確認に代えて登録分析機関その他の第 託契約書の写し 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 一項の認定を受けた者が自らの分析設備に 第十七条の二第五項第三号ロに掲げる書
- 法による確認を行うこととする場合にあつ よる確認に代えて産業標準化法に基づく方 証する書面 産した場合に揮発油規格に適合することを ては、当該混和対象物を用いて揮発油を生 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 第十七条の二第五項第三号ロに掲げる書 項の認定を受けた者が自らの分析設備に
- 当該供給設備ごとに当該供給設備からその 象物生産業者の製造設備、供給設備その他 機関が二回確認したことを証する書面 容量と同量の混和対象物が出荷されるごと 該設備の管理体制を記載した書面、並びに の設備の能力、構造図及び配置図並びに当 びへの場合を除く。)にあつては、混和対 よる確認を行わないこととする場合(ホ及 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 に登録分析機関その他の第三者の試験分析 項の認定を受けた者が自らの分析設備に 第十七条の二第五項第三号ロに掲げる書
- 機関との委託契約書の写し を行わせる場合にあつては、当該試験分析その他の第三者の試験分析機関により確認 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 づく方法による確認に代えて登録分析機関 第十七条の二第五項第三号ハに掲げる書 項の認定を受けた者が産業標準化法に基
- 備を用いて確認を行う場合にあつては、 の旨を誓約する書面 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 づく方法による確認に代えて自らの分析設 第十七条の二第五項第三号ニに掲げる書 項の認定を受けた者が産業標準化法に基 第十七条の二第五項第三号ハに掲げる書
- 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 項の認定を受けた者が新たに登録分析機

- 析機関との委託契約書の写し 認を行わせる場合にあつては、当該試験分 関その他の第三者の試験分析機関により確
- その旨を誓約する書面 設備を用いて確認を行う場合にあつては、 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 第十七条の二第五項第三号ニに掲げる書 項の認定を受けた者が新たに自らの分析
- に関する変更 次に掲げるいずれかの書類 しての産業標準化法に基づく方法による確認 第十七条の二第二項第十号に掲げる措置と 証する書面 三者の試験分析機関が二回確認したことを 出荷されるごとに登録分析機関その他の第 給設備からその容量と同量の混和対象物が た書面、並びに当該供給設備ごとに当該供 配置図並びに当該設備の管理体制を記載し 供給設備その他の設備の能力、構造図及び 場合(前号チ及びリの場合を除く。)にあ つては、混和対象物生産業者の製造設備、 づく方法による確認を行わないこととする 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 第十七条の二第五項第三号ハに掲げる書 項の認定を受けた者が産業標準化法に基
- る場合にあつては、当該混和対象物を用い 法に基づく方法による確認を行うこととす 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 合することを証する書面 て揮発油を生産した場合に揮発油規格に適 項の認定を受けた者が新たに産業標準化 第十七条の二第五項第三号ニに掲げる書

ては、その旨を誓約する書面

された混和対象物生産業者の製造設備、供給 ことを証する書面 の他の第三者の試験分析機関が二回確認した 対象物が出荷されるごとに、登録分析機関そ とに当該供給設備からその容量と同量の混和 ことについて、当該混和対象物の供給設備ご した場合に揮発油規格に適合するものである 象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産 設備その他の設備を用いて生産された混和対 た書面、並びに当該変更後の製造設備、供給 び配置図並びに当該設備の管理体制を記載し 設備その他の設備の能力を維持する旨の変 しての同条第五項第四号に掲げる書面に記載 第十七条の二第二項第十号に掲げる措置と 供給設備その他の設備の能力、構造図及 変更後の混和対象物生産業者の製造設

- Ŧi. の管理体制を記載した書面 された管理体制を維持する旨の変更 しての同条第五項第四号に掲げる書面に記載 第十七条の二第二項第十号に掲げる措置と 変更後
- 出荷されるごとに行う確認(以下この号にお供給設備からその容量と同量の混和対象物が ことの当該混和対象物の供給設備ごとに当該 象物が当該混和対象物を用いて揮発油を生産 次に掲げるいずれかの書類 いて単に「確認」という。)に関する変更 した場合に揮発油規格に適合するものである しての混和対象物輸入業者が輸入した混和対 第十七条の二第二項第十号に掲げる措置と
- 当該試験分析機関による確認に代えて自られた試験分析機関との委託契約を破棄し、 の分析設備を用いて確認を行う場合にあつ 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 る試験分析機関との委託契約書の写し 場合を除く。)にあつては、当該変更に係 内容を変更する場合(委託契約を破棄する 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 一項の認定を受けた者が当該書類に記載さ れた試験分析機関の変更その他委託契約の 一項の認定を受けた者が当該書類に記載さ 第十七条の二第五項第五号イに掲げる書 第十七条の二第五項第五号イに掲げる書
- 場合にあつては、当該試験分析機関との委 三者の試験分析機関により確認を行わせるよる確認に代えて登録分析機関その他の第 託契約書の写し 類を同条第四項の申請書に添付して同条第 一項の認定を受けた者が自らの分析設備に 第十七条の二第五項第五号ロに掲げる書
- t 生産計画書又は輸入計画書) 者等が同一となる場合は、当該混和対象物の 認定揮発油特定加工業者と混和対象物生産業 する書面(混和対象物流通経路の変更に伴い 定であることを証する書面及びその旨を誓約 の変更 変更に係る混和対象物流通経路が一 第十七条の二第二項第十一号に掲げる事項
- の認定について準用する。 第十七条の二第一項の規定は、第一項の変更
- 第十七条の六 認定揮発油特定加工業者は、認定 項第一号、第五号又は第八号に掲げる事項に変 揮発油特定加工計画について第十七条の二第二 更があつたときは、遅滞なく、その旨を法第十

- 届け出なければならない。 更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に 二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の変
- 業大臣又は経済産業局長に提出しなければなら法第十二条の六第一項の変更登録をした経済産 の五による届出書を法第十二条の二の登録又は 前項の届出をしようとする者は、様式第十四
- 2 第十七条の七 認定揮発油特定加工業者は、 又は法第十二条の六第一項の変更登録をした経 十四の六による申請書を法第十二条の二の登録了の日の三月前から一月前までの間に、様式第 ができる。の認定を受けて計画の終了の日を変更すること 変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長 十二条の二の登録又は法第十二条の六第一項の 前項の認定を受けようとする者は、計画の
- はできない。 画の終了の日までの期間は、 了の日から同項の規定により変更される後の計第一項の規定により変更される前の計画の終 ならない。 年を超えること

済産業大臣又は経済産業局長に提出しなけれ

- 4 ら終了の日」とあるのは「変更前の揮発油特定項第二号中「揮発油特定加工計画の開始の日か と、同条第五項第三号ハ中「申請の日前三月間 日」と、同条第二項第四号中「計画の開始の日加工計画の終了で目が見る。 認定に準用する。この場合において、同条第一 及び第三号ハ並びに第六号の規定は、第一項の第十七条の二第一項、第二項、第五項第二号 において、混和対象物生産業者」とあるの 画の終了の日及び変更後の計画の終了の日」 「混和対象物生産業者」と読み替えるものとす
- 第十七条の八 法第十二条の二の登録又は法第十 が次の各号の一に該当するときは、第十七条の 又は経済産業局長は、認定揮発油特定加工業者 二条の六第一項の変更登録をした経済産業大臣 の認定を取り消すことができる。 一第一項、第十七条の五第一項又は前条第一項
- わなかつたとき。 第十七条の三第一項の規定による確認を行
- 二 第十七条の三第二項の規定による届出をし なかつたとき。
- 三 第十七条の二第二項第三号、第六号、第七 第九号、第十号又は第十一号に掲げる事

の五第一項の規定による変更の認定を受けな 項に変更があつたにもかかわらず、第十七条

八号に掲げる事項に変更があつたにもかかわ』 第十七条の二第二項第一号、第五号又は第 らず、第十七条の六第一項の規定による届出

合しなくなつたとき。 油生産業者等が生産又は輸入する揮発油を用 いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に適 認定揮発油特定加工業者に係る混和前揮発

適合しなくなつたとき。 用いて揮発油を生産した場合に揮発油規格に 生産業者等が生産又は輸入する混和対象物を 認定揮発油特定加工業者に係る混和対象物

十七条の五第一項又は前条第一項の認定を受七 不正の手段により第十七条の二第一項、第

ものであるにもかかわらず販売又は消費され 生産された揮発油が揮発油規格に適合しない 当該認定に係る特定加工する場所において

(揮発油輸入業者の届出)

第十八条 法第十七条の四第四項の規定による揮 十五による届出書を当該揮発油の陸揚地を管轄 応じ、通関の日後七日を超えない期間に様式第 発油の輸入の届出は、次の各号に掲げる用途に する経済産業局長に提出しなければならない。 自動車の燃料(次号に該当する場合を除

は消費する目的をもつて精製又は加工する場 合に限る。) 自動車の燃料(自動車の燃料として販売又

三月を超えない期間に前項の届出を行うことが て揮発油の輸入の事業を行つている者であつ 認の申請の日前二年間(以下この項において 「過去二年間」という。)以上自動車の燃料とし 前項の規定にかかわらず、本項に規定する承 経済産業大臣の承認を受けて、通関の日後 過去二年間法の規定の違反行為のない者

とおりとする。 る事項は、次の各号に掲げる用途に応じ、 法第十七条の四第四項の経済産業省令で定め 次の

事 第一項第一号に規定する用途 次に掲げる

氏名又は名称

析機関の名称 分析を行つた品質管理責任者又は登録分

法第十七条の四第 一項の確認の結果

輸入数量

輸入価格

輸入地

積出港

輸入年月日

第一項第二号に規定する用途 次に掲げる

氏名又は名称

2

精製又は加工する方法精製又は加工する場所

輸入数量

輸入価格

積出港

輸入地

輸入年月日

(揮発油輸入業者の変更届出)

第十九条 法第十七条の四第六項の規定により変 更の届出をしようとする者は、様式第十六によ る届出書を前条の届出をした経済産業局長に提 出しなければならない。

基準として経済産業省令で定めるものは、次の第二十条 法第十七条の六第一項の標準揮発油の 各号に掲げるとおりとする。 (標準揮発油の基準)

(以下「標準揮発油一号」という。) であるこ ン)の表一で定める一号に適合する揮発油 日本産業規格K二二〇二号(自動車ガソリ

二 日本産業規格K二二〇二号(自動車ガソリ 三 日本産業規格K二二〇二号(自動車ガソリ 。) であること。 発油(以下「標準揮発油一号(E)」という ン)の表一で定める一号(E)に適合する揮

兀 発油(以下「標準揮発油二号 ン)の表一で定める二号に適合する揮発油 ン)の表一で定める二号(E)に適合する揮 (以下「標準揮発油二号」という。) であるこ 日本産業規格K二二〇二号(自動車ガソリ

(標準揮発油の表示の場所) 。) であること。

(E)」という

第二十一条 法第十七条の六第一項に規定する表 示は、 表の下欄に掲げる場所に掲示するものとする。 別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同

> 掲げる場所に加えて当該施設又は設備の任意の 場所に当該表示を掲示することができる。 又は設備に限る。)にあつては、同表の下欄に 施設又は設備(当該施設又は設備が、軽油又は 灯油の基準に適合する灯油のみを販売する施設 ては、標準軽油の基準に適合する軽油又は標準 灯油を販売する施設又は設備である場合にあつ (E) の基準に適合する揮発油のみを販売する

式第十七により、標準揮発油一号(E)につい ては様式第十七の二により、標準揮発油二号に のとする。 ついては様式第十八により、標準揮発油二号 (E) については様式第十八の二によりするも 前項の表示は、標準揮発油一号については様 3

タン価及びセタン指数の求め方)で定める方法 K二二八○─五号(石油製品─オクタン価、セ

第一項第二号に定める数値は、日本産業規格

により算出した場合における数値又は日本産業

第二節 軽油の品質の確保

として経済産業省令で定めるものは、次の各号第二十二条 法第十七条の七第一項の軽油の規格 に掲げるとおりとする。 (軽油規格)

一 硫黄分が○・○○一質量百分率以下である

三 九十パーセント留出温度が三百六十度以下 であること。 セタン指数が四十五以上であること。

であること。 トリグリセリドが○・○一質量百分率以下

Ŧi. 次のイ又は口の要件を満たすものであるこ

脂肪酸メチルエステルが○・一質量百分

掲げる要件を満たすこと。 率を超え五質量百分率以下であつて、 脂肪酸メチルエステルが○・一質量百分 次に

率以下であること。

であること。 メタノールが○・○一質量百分率以下

三以下であること。 グラム数をいう。以下同じ。)が〇・一 酸の中和に要する水酸化カリウムのミリ 酸価(軽油一グラムのうちに含まれる

○・○○三質量百分率以下であること。 酸化安定度が六十五分以上であるこ 酢酸及びプロピオン酸の合計が

ただし、標準揮発油一号、標準揮発油一号 標準揮発油二号又は標準揮発油二号 法)で定める試験方法により測定した場合にお 四一―六号(原油及び石油製品―硫黄分試験方 方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五 五四一―二号(原油及び石油製品―硫黄分試験 験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二 二五四一―一号(原油及び石油製品―硫黄分試 ける数値とする。 四一―七号(原油及び石油製品―硫黄分試験方 法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五 前項第一号に定める数値は、日本産業規格K

4 る方法により測定した場合における数値とす 価、セタン価及びセタン指数の求め方)で定め 規格K二二八〇―四号(石油製品―オクタン 第一項第三号に定める数値は、日本産業規格

した場合における数値とする。 圧法蒸留試験方法で定める試験方法により測定 K二二五四号(石油製品—蒸留試験方法)の常

として経済産業大臣が定める方法により測定し める数値を除く。) は、軽油中の脂肪酸メチル 定める数値(同号ロ(1)から(4)までに定 エステル又はトリグリセリドの濃度の測定方法 た場合における数値とする。 第一項第四号又は同項第五号イ若しくはロに

6 7 る数値とする。 業大臣が定める方法により測定した場合におけ 中のメタノールの濃度の測定方法として経済産 第一項第五号口(1)で定める数値は、

める測定方法により測定した場合における数値 中和価試験方法)の電位差滴定法(酸価)で定 産業規格K二五〇一号(石油製品及び潤滑油― とする。 第一項第五号ロ(2)に定める数値は、日

8 定した場合における数値を合計したものとす 方法として経済産業大臣が定める方法により測 中のぎ酸、酢酸又はプロピオン酸の濃度の測定 第一項第五号ロ(3)に定める数値は、

9 が定める方法により測定した場合における数値 中の酸化安定度の測定方法として経済産業大臣 第一項第五号口(4)に定める数値は、

第二十二条の二 軽油生産業者、軽油輸入業者 七条の四第二項の規定により確認を行うべき者法第十七条の八第三項において準用する法第十 れた試験研究の用に供する軽油の品質とする。 かわらず、当該認定軽油試験研究計画に定めら における軽油規格については、前条の規定にか に供する軽油を販売又は消費しようとする場合 画という。)において定められた試験研究の用 軽油試験研究計画(以下「認定軽油試験研究計 認定を受けた場合であつて、当該認定を受けた 加工業者が次条に規定する軽油試験研究計画の (以下「軽油加工業者」という。) 又は軽油特定 (軽油試験研究計画の認定の申請)

第二十二条の三 軽油生産業者、軽油輸入業者 ことができる。 う。) を作成し、 研究の計画(以下「軽油試験研究計画」とい るときは、当該試験研究の開始前に、当該試験 究の用に供する軽油を販売又は消費しようとす 軽油加工業者又は軽油特定加工業者は、試験研 経済産業大臣の認定を受ける

- 3 軽油試験研究計画の期間は、五年を超えるこ 軽油試験研究計画には、 次に掲げる事項を記
- 載しなければならない。 は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
- 名)、住所及び連絡先 (法人の場合にあつては名称及び代表者の氏軽油を自動車の燃料として用いる者の氏名 を販売する場合にあつては、当該試験研究用 する軽油 (以下「試験研究用軽油」という。) 者又は軽油特定加工業者が試験研究の用に供 軽油生産業者、軽油輸入業者、軽油加工業
- 究用軽油の販売の開始の日及び終了の日並び究用軽油を販売する場合にあつては、試験研一 試験研究の開始の日及び終了の日 (試験研 に試験研究の開始の日及び終了の日)
- 試験研究用軽油の生産を行う場所(試験研試験研究用軽油の品質試験研究の目的及び実施の場所
- を実施する場所までの流通の経路) 験研究用軽油を輸入する者から当該試験研究 究用軽油を輸入する場合にあつては、当該試
- 試験研究用軽油を用いる自動車の自動車登 番号標又は車両番号標及び型式
- 試験研究における安全を確保するための措

- るための経理的基礎及び技術的能力 前号の措置を講じ、及び管理体制を維持す | 2
- 4 は、様式第十八の二の二によるものとする。 (認定の基準) 前三項に規定する軽油試験研究計画の申請
- 第二十二条の四 認定の申請が次の各号のいずれにも適合している二十二条の四 経済産業大臣は、前条第一項の ると認めるときでなければ、その認定をしては ならない。
- に資するものであること。 試験研究が自動車の燃料に係る技術の発展
- 理体制が自動車の燃料に関する安全性に関す一 軽油試験研究計画に記載された措置及び管 られること。 る知見から判断して適切なものであると認め
- 三 軽油試験研究計画に記載された措置を講 礎及び技術的能力があること。 及び管理体制を維持するための経理的基
- 兀 のイからホまでのいずれにも該当しないこ 前条第一項の認定の申請を行つた者が、次
- イ を終わり、又は執行を受けることがなくな つた日から二年を経過しない者 法の規定により刑に処せられ、その執行
- れ、その取消しの日から二年を経過しな 十四第一項の規定により登録を取り消さ 軽油特定加工業者であつて法第十二条の
- ŧ の処分のあつた日から二年を経過しない加工業者の業務を行う役員であつた者でそ 分のあつた日前三十日以内にその軽油特定 登録を取り消された場合において、その処 のが法第十二条の十四第一項の規定により 軽油特定加工業者であつて法人であるも
- があるもの というであれば、これであって、その業務を行う役員のう
- お二十二条の七の規定により認定を取り第二十二条の七の規定により認定を取り
- 第二十二条の五 第二十二条の三第一項の認定を(軽油試験研究計画の変更の認定の申請) という。) は、認定軽油試験研究計画について るときは、経済産業大臣の変更の認定を受けな 同条第三項各号に掲げる事項を変更しようとす 受けた者(以下この節において「認定事業者」 ればならない

- 前条の規定は、 前項の変更の認定に準用す
- 3 の申請は、様式第十八の三によるものとする。 (認定事業者による管理等) 第一項の認定軽油試験研究計画の変更の認定
- 第二十二条の六 認定事業者は、当該試験研究が 管理しなければならない。 認定軽油試験研究計画に従つたものとなるよう
- 2 産業大臣に報告しなければならない。 された措置及び管理体制から見て、予見されな 認定事業者は、認定軽油試験研究計画に記載 ・事態が生じたときは、速やかに、これを経済
- 3 ならない。 四による書面を経済産業大臣に提出しなければ 認定事業者は、十二月ごとに、様式第十八の
- 4 る書面を経済産業大臣に提出しなければならな 終了の日から一月以内に、様式第十八の五によ 認定事業者は、当該認定軽油試験研究計画の
- (認定の取消)
- 第二十二条の七 経済産業大臣は、認定事業者が り消すことができる。 次の各号の一に該当するときは、当該認定を取
- 認定を受けたとき。 不正の手段により第二十二条の三第一項
- 二 前条各項の規定に違反したとき。 (軽油と同じ用途に用いることができる石油製
- | 業省令で定める軽油と同じ用途に用いることが 第二十二条の八 法第十七条の七第一項の経済産 できる石油製品は、灯油及び重油とする。 (標準軽油の基準)
- 第二十三条 法第十七条の七第二項において準用 掲げるとおりとする。 して経済産業省令で定めるものは、次の各号に する法第十七条の六第一項の標準軽油の基準と
- 硫黄分が○・○○一質量百分率以下である
- であること。 九十パーセント留出温度が三百六十度以下 セタン指数が四十五以上であること。
- 兀 であること。 次のイ又は口の要件を満たすものであるこ トリグリセリドが○・○一質量百分率以下
- イ 率以下であること 脂肪酸メチルエステルが○・一質量百分

- 掲げる要件を満たすこと。 率を超え五質量百分率以下であつて、 脂肪酸メチルエステルが○・一質量百分
- であること。 メタノールが○・○一質量百分率以下
- (2) 酸価が〇・一三以下であること。
- (3) (4)○・○○三質量百分率以下であること。 ぎ酸、酢酸及びプロピオン酸の合計が 酸化安定度が六十五分以上であるこ
- じ同表に掲げる数値以下であること。 流動点が別表第二の地域及び月の区分に応 引火点が四十五度以上であること。
- 八 目詰まり点が別表第二の地域及び月の区分 ず」と読み替えるものとする。 「零下一度」と、「五度」とあるのは「規定 「零下五度」と、「零下二・五度」とあるのは下十二度」と、「零下七・五度」とあるのは
- 量百分率以下であること。 動粘度が一・七平方ミリメートル毎秒以上

十パーセント残油の残留炭素分が○・

質

- 2 二五四一―一号(原油及び石油製品―硫黄分試 前項第一号に定める数値は、日本産業規格K であること。
- 法)で定める試験方法により測定した場合に 法)で定める試験方法により測定した場合にお四一―七号(原油及び石油製品―硫黄分試験方 法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五 四一―六号(原油及び石油製品―硫黄分試験方 方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五 五四一―二号(原油及び石油製品―硫黄分試験 験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二 ける数値とする。
- 3 る 価、セタン価及びセタン指数の求め方)で定め 規格K二二八〇―四号(石油製品―オクタン により算出した場合における数値又は日本産業 タン価及びセタン指数の求め方)で定める方法 K二二八○─五号(石油製品─オクタン価、セ る方法により測定した場合における数値とす 第一項第二号に定める数値は、日本産業規格
- 4 K二二五四号(石油製品─蒸留試験方法)の常 第一項第三号に定める数値は、日本産業規格

5 した場合における数値とする。 圧法蒸留試験方法で定める試験方法により測定

た場合における数値とする。 として経済産業大臣が定める方法により測定し エステル又はトリグリセリドの濃度の測定方法 める数値を除く。)は、軽油中の脂肪酸メチル 定める数値(同号ロ(1)から(4)までに定 第一項第四号又は同項第五号イ若しくは口に

る数値とする。 業大臣が定める方法により測定した場合におけ 中のメタノールの濃度の測定方法として経済産 第一項第五号ロ(2)に定める数値は、日本 第一項第五号ロ(1)で定める数値は、軽油

中のぎ酸、酢酸又はプロピオン酸の濃度の測定第一項第五号ロ(3)に定める数値は、軽油 める測定方法により測定した場合における数値 方法として経済産業大臣が定める方法により測 中和価試験方法)の電位差滴定法(酸価)で定 産業規格K二五〇一号(石油製品及び潤滑油― 2

が定める方法により測定した場合における数値 中の酸化安定度の測定方法として経済産業大臣 第一項第五号ロ(4)に定める数値は、軽油

定した場合における数値を合計したものとす

試験方法により測定した場合における数値とす K二二六五―三号(引火点の求め方)で定める 第一項第六号に定める数値は、日本産業規格

11 K二二六九号(原油及び石油製品の流動点並び第一項第七号に定める数値は、日本産業規格 で定める試験方法により測定した場合における に石油製品曇り点試験方法)の流動点試験方法

12 験方法)で定める試験方法により測定した場合 K二二八八号(石油製品―軽油―目詰まり点試 第一項第八号に定める数値は、日本産業規格 における数値とする。

13 素分の求め方)又は日本産業規格K二二七〇――号(原油及び石油製品―残留炭 ける数値とする。 方)で定める試験方法により測定した場合にお 二号(原油及び石油製品―残留炭素分の求め 第一項第九号に定める数値は、日本産業規格

14 K二二八三号(原油及び石油製品―動粘度試験 第一項第十号に定める数値は、日本産業規格

方法で行うこと。

方法及び粘度指数算出方法)の動粘度試験方法 で定める試験方法により試験温度を三十度とし (標準軽油の表示の場所) て測定した場合における数値とする。

第二十四条 法第十七条の七第二項において準用 場所に加えて当該施設又は設備の任意の場所に 備に限る。)

にあつては、同表の下欄に掲げる 別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下 する法第十七条の六第一項に規定する表示は、 基準に適合する灯油のみを販売する施設又は設 (E)、標準揮発油二号若しくは標準揮発油二号にあつては、標準揮発油一号、標準揮発油一号 油又は灯油を販売する施設又は設備である場合 する施設又は設備(当該施設又は設備が、揮発し、標準軽油の基準に適合する軽油のみを販売 (E) の基準に適合する揮発油又は標準灯油の 欄に掲げる場所に掲示するものとする。ただ 2

する。 1 前項の表示は、様式第十九によりするものと当該表示を掲示することができる。

第二十五条 法第十七条の八第一項において準用(軽油生産業者等の規格適合確認) 法第十七条の八第三項において準用する法第十 する法第十七条の三第一項、法第十七条の八第 行わなければならない。 による確認は、次の各号に定めるところによりいて準用する法第十七条の四の二第一項の規定 七条の四第二項及び法第十七条の八第四項にお 二項において準用する法第十七条の四第一項、

は消費されるまでの間に異なる品質の軽油と四の二第一項の確認を行つた軽油が、販売又 混合を生じるおそれがない段階において採取 条の八第四項において準用する法第十七条の 準用する法第十七条の四第二項又は法第十七一項若しくは法第十七条の八第三項において 用する法第十七条の三第一項、法第十七条の武料は、法第十七条の八第一項において準 すること。 八第二項において準用する法第十七条の四第

三 自ら保有する分析設備を使用して、 二 採取した試料は速やかに分析をするものと ること。 生じないように措置を講じておくこと。 分析をするまでの間はその成分の変化が 分析す

兀 五. に従つて分析させること。 試料の採取は、次のイ又は口のいず 品質管理責任者に当該分析設備の使用方法 ń かの

品の製造業者の認証を受けた場合にあつて 標準化法第三十条第一項に規定する鉱工業 質管理体制において定められた方法により 定加工業者が当該軽油の生産について産業 軽油生産業者、軽油加工業者又は軽油 同法第三十条第三項に規定する製造品

る法第十七条の四の二第一項の規定による確認二項又は法第十七条の八第四項において準用す て準用する法第十七条の四第一項、法第十七条七条の三第一項、法第十七条の八第二項におい 者は、軽油生産業者に軽油を販売するときは、 を行うことができる。 法第十七条の八第一項において準用する法第十 の八第一項において準用する法第十七条の三第 当該軽油を購入する軽油生産業者が法第十七条 油輸入業者、軽油加工業者及び軽油特定加工業 の八第三項において準用する法第十七条の四第 一項の確認を行うことを確認することにより、 前項の規定にかかわらず、軽油生産業者、

(軽油特定加工業者の確認の特則)

第二十五条の二 軽油特定加工業者は、特定加工 工計画が次の各号に適合する旨の認定を受ける又は経済産業局長に提出して、当該軽油特定加 条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣 する場所ごとに、軽油特定加工品質確認計画 し、これを法第十二条の九の登録又は法第十二 (以下「軽油特定加工計画」という。) を作成 ことができる。

生産又は輸入した軽油及び当該軽油特定加工(以下「混和前軽油生産業者等」という。)が することが確認されること。 用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合 という。)が生産又は輸入した混和対象物を 五条の八において「混和対象物生産業者等. は輸入する者(以下この条、次条及び第二十 計画申請業者に供給する混和対象物を生産又 。)に供給する軽油を生産又は輸入する者 (以下「軽油特定加工計画申請業者」という 認定を受けようとする軽油特定加工業者

が混和前軽油生産業者等により継続的に生産 までの間(以下「軽油特定加工計画期間」と いう。)、前号により確認された混和前の軽 又は輸入されることが確実であること 軽油特定加工計画の開始の日から終了の 日

量と同量の軽油が出荷されるごとに行うこ 供給設備ごとに当該供給設備からその容 三 軽油特定加工計画期間中、第一号により確 認された混和対象物が混和対象物生産業者等 により継続的に生産又は輸入されることが確

行うこと

2

Ŧī.

とされた混和対象物の混和対象物生産業者等

続的に生産又は輸入されることが確実である

軽油特定加工計画期間中、第三号により継

までの流通の経路(以下「混和前軽油流通経

路」という。)が一定であること。

等から申請に係る特定加工する場所(以下 とされた混和前の軽油の混和前軽油生産業者 続的に生産又は輸入されることが確実である

軽油特定加工計画期間中、第二号により

「軽油特定加工計画特定加工場所」という。)

通の経路(以下「混和対象物流通経路」とい から軽油特定加工計画特定加工場所までの流

載しなければならない。

軽油特定加工計画には、

次に掲げる事項を記

う。)が一定であること。

の氏名

登録年月日及び登録番号

及び住所並びに法人にあつては、

その代表者

軽油特定加工計画申請業者の氏名又は名称

五四

氏名
上・4を著名等の氏

その代表者の

混和前軽油生産業者等の氏名又は名称及び

計画の開始の日及び計画の終了の日 軽油特定加工計画特定加工場所の所在地

t り確認された混和前の軽油が混和前軽油生産 とを確実にするための措置 業者等により継続的に生産又は輸入されるこ 軽油特定加工計画期間中の混和前軽油流通 軽油特定加工計画期間中、前項第一号によ

八 混和対象物生産業者等の氏名又は名称及び 氏名 住所並びに法人にあつては、 その代表者の

九 混和対象物生産業者等が生産又は輸入する 混和対象物を生産又は輸入する場所

り確認された混和対象物が混和対象物生産業 者等により継続的に生産又は輸入されること 軽油特定加工計画期間中、 前項第一号によ

を確実にするための措置 軽油特定加工計画期間中の混和対象物流

- 4 第一項の認定を受けようとする者は、第二項の日までの期間は、一年を超えることができなの日までの期間は、一年を超えることができなる。前項第四号の計画の開始の日から計画の終了
- 第一項の認定を受けようとする者は、第二項第一項の認定を受けようとする者は、第二項の認定を受けようとする者は、第二項の認定を受けようとする者は、第二項第四号の計画の開始の日の一月前までに、様式第四号の計画の開始の日の一月前までに、様式第四号の計画の開始の日の一月前までに、様式第四号の計画の開始の日の一月前までに、様式第四号の計画の開始の日の一月前までに、様式第四号の計画の開始の日の書類を添ける。
- 第五号に規定する方法により軽油規格に適合一 混和前軽油生産業者等が第二十五条第一項ばならない。
- 当該軽油の生産計画書又は輸入計画書)
 当該軽油の生産計画書又は輸入計画書)
 程路が一定であることを証する書面及びその経路が一定であることを証する書面及びその経路が一定であることを証する書面及びその受けることを証する書面
- 軽油特定加工計画申請業者が、混和対象物書の を生産する者(以下この号、次号及び第二十 を生産する者(以下この号、次号及び第二十 を生産する者(以下この号、次号及び第二十 を生産する者(以下この号、次号及び第二十 を業者が生産した混和対象物が当該混和対 象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規 格に適合するものであることの当該混和対 象物の供給設備ごとに当該供給設備からそ 象物の供給設備ごとに当該供給設備からそ の容量と同量の混和対象物が出荷されるご とに行う確認を、登録分析機関その他の第 こ者の試験分析機関が行う場合にあつて さ、当該試験分析機関との委託契約書の は、当該試験分析機関との委託契約書の は、当該試験分析機関との委託契約書の は、当該試験分析機関との委託契約書の
- 1 軽油特定加工計画期間中、混和対象物生産業者が生産した混和対象物が出荷されるごの容量と同量の混和対象物が出荷されるごの容量と同量の混和対象物が出荷されるごの容量と同量の混和対象物が出荷されるごの容量と同量の混和対象物が出荷されるごの容量と同量の混和対象物生産業者が生産した混和対象物生産業者が生産した混和対象物が出荷されるごの容量と同量の混和対象物が出荷されるごとでは、自らの分析設備をあることでは、自らの分析設備をあることでは、自らの分析設備をあることでは、自らの分析設備を表している。
- に規定する鉱工業品の製造業者の認証を受生産について産業標準化法第三十条第一項へ 混和対象物生産業者が当該混和対象物の用いて確認を行う旨を誓約する書面

ことを証する書面軽油を生産した場合に軽油規格に適合するれた方法により、当該混和対象物を用いて規定する製造品質管理体制において定めら規定する製造品質管理体制において定めらけた場合にあつては同法第三十条第三項に

- 四 前号二に掲げる書類を添付する場合においては、混和対象物生産業者の製造設備、供給を輸入する者(以下この号及び第二十五条のを輸入する者(以下この号及び第二十五条の五第三項第六号において「混和対象物輸入業者」という。)から供給を受ける場合において掲げるいずれかの書類

出なければならない。

録をした経済産業大臣又は経済産業局長に届

- 平 軽油特定加工計画期間中、混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が当該混和対象物を用いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和対格に適合するものであることの当該混和対格に適合するものであることの当該混和対象の供給設備ごとに当該供給設備からそ象物の供給設備ごとに当該供給設備からそまで記載の供給設備が行う場合に軽油規格に適合するものであることの当該混和対象物輸出では、当該試験分析機関との委託契約書のは、当該試験分析機関との委託契約書のは、当該試験分析機関との委託契約書のは、当該試験分析機関との委託契約書の
- 軽油特定加工計画期間中、混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が出荷されるご象物の供給設備ごとに当該供給設備からそ象物の供給設備ごとに当該供給設備からその容量と同量の混和対象物が出荷されるごの容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに行う確認を、混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が出荷されるごとに行う確認を、混和対象物輸入業者が輸入した混和対象物が出荷されるごとに行う情を誓約する書面
- 当該混和対象物の生産計画書又は輸入計画当該混和対象物生産業者等が同一の場合は、者と混和対象物生産業者等が同一の場合は、音を誓約する書面(軽油特定加工計画申請業旨を誓約一定であることを証する書面及びその 軽油特定加工計画期間中、混和対象物流通六 軽油特定加工計画期間中、混和対象物流通

- 第二十五条の三 前条第一項の認定を受けた軽油 「終れで適合する」 ことができない。 おいて定めら れた軽油特定加工業者は、その取消しの日から おいて定めら れた軽油特定加工業者は、その取消しの日から おいて定めら れた軽油特定加工業者は、その取消しの日から 3
- 第二十五条の四 認定軽油特定加工業者がその事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り渡し、又は認定軽油特定加工業産したときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人を選定したときは、その者)、合併後存続するとの事業の全部を承継した法人は、その事業の全部を承継した法人者しくは分割によりその事業の全部を承継する。
- 第二十五条の五 認定軽油特定加工業者は、第二十五条の二第一項の認定を受けなければなける事項を変更して軽油を販売又は消費しようける事項を変更して軽油を販売又は消費しようける事項を変更して軽油を販売又は消費しようける事項を変更して軽油を販売又は消費しようける事項を変更して軽油を販売又は消費しようとするときは、法第十二条の九の登録又は法第十二条の十三第一項の認定を受けなければなた臣又は経済産業局長の認定を受けなければならない。

受ける 分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するもり消さ 3 前項の変更申請書には、次の各号に掲げる区

第二十五条の二第二項第七号に掲げる事

- 二 第二十五条の二第二項第十号に掲げる措置書又は輸入計画書) まであることを証する書面及びその旨を誓約定軽油特定加工業者と混和前軽油生産業者認定軽油特定加工業者と混和前軽油生産業者をであることを証する書面及びその旨を誓約定であることを証する書面及びその旨を誓約定であることを証する書面及びその旨を誓約定であることを証する書面及びその旨を誓約定であることを証する場所を開始による。
- 一 第二十五条の二第二項第十長に指にる指置 としての混和対象物を用いて軽油を生産 としての混和対象物を用いて軽油を生産 との当該混和対象物の供給設備ごとに当該供 給設備からその容量と同量の混和対象物が出 結設備からその容量と同量の混和対象物が出 に掲げるいずれかの書類 に掲げるいずれかの書類

あつては、その旨を誓約する書面

| では、こうでは、当該混和対象物を合することを証する書面 | 日いて軽油を生産した場合に軽油規格に適とする場合にあつては、当該混和対象物を

- 二 第二十五条の二第五項第三号イに掲げる書類を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が当該書類に記載された試験分析機関との委託契約書を破棄された試験分析機関との委託契約書を破棄された試験分析機関との委託契約書を破棄された試験分析機関との委託契約書を破棄された試験分析機関との委託契約書を破棄された試験分析機関との委託契約書を破棄された試験分析機関との委託契約書を破棄された試験分析機関との担償されるごとに登録分析機関その他の第二者の試験分析機関が二回確認したことを三者の試験分析機関が二回確認したことを三者の試験分析機関が二回確認したことを三者の試験分析機関が二回確認したことを正する書面
- 本 第二十五条の二第五項第三号ロに掲げる 第三者の試験分析機関により確認を行わせ 第三者の試験分析機関により確認を行わせ による確認に代えて登録分析機関その他の による確認に代えて登録分析機関その他の を託契約書の写し 委託契約書の写し
- 第二十五条の二第五項第三号ロに掲げるま型を同条第四項の申請書に添付して同条第一項の認定を受けた者が自らの分析設備第一項の認定を受けた者が自らの分析設備第一項の認定を受けた者が自らの分析設備第一項の認定を受けた者が自らの分析設備第一項の認定を受けた者が自らの分析設備第一項の認定を受けた者が自らの分析設備第一項の認定を受けた者が自らの分析設備第一項の認定を受ける。
- 第二十五条の二第五項第三号へこ掲げる ・ 第二十五条の二第五項第三号へこ掲げる ・ 第二十五条の二第五項第三号へこ掲げる ・ 第二十五条の二第五項第三号口に掲げる ・ 第二十五条の二第五項第三号口に掲げる ・ 第二十五条の二第五項第三号口に掲げる ・ 第二十五条の二第五項第三号口に掲げる ・ 第二十五条の二第五項第三号口に掲げる
- 基づく方法による確認に代えて登録分析機第一項の認定を受けた者が産業標準化法に書類を同条第四項の申請書に添付して同条書類を同条第四項の申請書に添付して同条書に十五条の二第五項第三号ハに掲げる

析機関との委託契約書の写し認を行わせる場合にあつては、当該試験分関その他の第三者の試験分析機関により確

- 、 第二十五条の二第五項第三号ニに掲げる表づく方法による確認に代えて自らの分析基づく方法による確認に代えて自らの分析を用いて確認を行う場合にあつては、第一項の認定を受けた者が産業標準化法に第一項の認定を受けた者が産業標準化法に第一項の認定を受けた者が産業標準化法に第二十五条の二第五項第三号ハに掲げる
- (第二十五条の二第三項第三号二に掲げる 第一項の認定を受けた者が新たに自らの分 第一項の認定を受けた者が新たに自らの分 書類を同条第四項の申請書に添付して同条 書類を同条第四項の申請書に添付して同条
- としての産業標準化法に基づく方法による確 認に関する変更 次に掲げるいずれかの書類 第二十五条の二第二項第十号に掲げる措置 物が出荷されるごとに登録分析機関その他 あつては、混和対象物生産業者の製造設 る場合(前号チ及びリの場合を除く。)に 基づく方法による確認を行わないこととす 第一項の認定を受けた者が産業標準化法に 書類を同条第四項の申請書に添付して同条 とを証する書面 の第三者の試験分析機関が二回確認したこ 該供給設備からその容量と同量の混和対象 載した書面、並びに当該供給設備ごとに当 及び配置図並びに当該設備の管理体制を記 備、供給設備その他の設備の能力、構造図 第二十五条の二第五項第三号ハに掲げる
- 1 第二十五条の二第五項第三号ニに掲げる 第二十五条の二第五項第三号ニに掲げる 第二項の認定を受けた者が新たに産業標準 第一項の認定を受けた者が新たに産業標準 第一項の認定を受けた者が新たに産業標準 第二十五条の二第五項第三号ニに掲げる 第二十五条の二第五項第三号ニに掲げる
- 給設備その他の設備の能力を維持する旨の変載された混和対象物生産業者の製造設備、供としての同条第五項第四号に掲げる書面に記四 第二十五条の二第二項第十号に掲げる措置

- の第三者の試験分析機関が二回確認したことの第三者の試験分析機関が二回確認したことを書面、並びに当該混和対象物を用いて生産された混和対設備その他の設備を用いて生産された混和対設備を用いて生産された混和対設備を用いて生産された混和対設備を用いて生産された混和対設備を用いて生産された混和対設備を開いらその容量と同量の混和対象物が出荷されるごとに、登録分析機関が二回確認したことについて、当該混和対象物を用いて生産された混和対設備、供給設備のに力、構造図及で配置図並びに当該設備の能力、構造図及の第三者の製造設備、供給設備との表面が表数を用したことを表している。
- 後の管理体制を記載した書面としての同条第五項第四号に掲げる書面に記五 第二十五条の二第二項第十号に掲げる書面に記五 第二十五条の二第二項第十号に掲げる措置を証する書面
- 第二十五条の二第二項第十号に掲げる措置 としての混和対象物輸入業者が輸入した混和 としての混和対象物の供給設備ごとに当該混和対象物を用いて軽油を生産 との当該混和対象物の供給設備ごとに当該供 との当該混和対象物の供給設備ごとに当該供 との当該混和対象物を用いて軽油を生産 との当該混和対象物が開いて軽油を生産 という。)に関する変更 、 で単に「確認」という。)に関する変更 、 で単に「確認」という。)に関する変更 、 で単に「確認」という。)に関する変更 、 で単に「確認」という。)に関する変更 、 で単に「確認」という。)に関する変更 、 で単に「確認」という。)に関する変更 、 で が出るごとに行う確認(以下この号におい で が出るごとに行う確認(以下この号におい で 単に「確認」という。)に関する変更 、 で が出るごとに行う確認(以下この号におい との当該混和対象物輸入業者が輸入した混和
- 第二十五条の二第五項第五号イに掲げる
 第二十五条の二第五項第五号イに掲げる
 第二十五条の二第五項第五号イに掲げる
 第二十五条の二第五項第五号イに掲げる
 第二十五条の二第五項第五号イに掲げる
 第二十五条の二第五項第五号イに掲げる
 第二十五条の二第五項第五号イに掲げる
 書類を同条第四項の申請書に添付して同条
 書類を同条第四項の申請書に添付して同条
 書類を同条第四項の申請書に添付して同条
- 項の変更 変更に係る混和対象物流通経路が七 第二十五条の二第二項第十一号に掲げる事

- 4 第二十五条の二第一項の規定は、第一項の変
- 第二十五条の六 認定軽油特定加工業者は、認定軽油特定加工計画について第二十五条の二第二度があつたときは、遅滞なく、その旨を法第十更があつたときは、遅滞なく、その旨を法第十更があつたときは、遅滞なく、その旨を法第十度第一号、第五号又は第八号に掲げる事項に変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長の二第二に届け出なければならない。
- 2 前項の届出をしようとする者は、様式第十九 2 前項の届出をしようとする者は、様式第十九条の十三第一項の変更登録をした経済産業大臣又は経済産業局長に提出しなければな
- 第二十五条の七 認定軽油特定加工業者は、法第年二十五条の七 認定軽油特定の日を変更するこ長の認定を受けて計画の終了の日を変更することができる。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、計画の終2 前項の認定を受けます。

第一項の規定により変更される前の計画の終

- の認定に準用する。この場合において、同条第号及び第三号ニ並びに第六号の規定は、第一項第二十五条の二第一項、第二項、第五項第二はできない。

 画の終了の日までの期間は、一年を超えること画の終了の日までの期間は、一年を超えること
- 4 第二十五条の二第一項 第二項 第二項 第二項第二 号及び第三号二並びに第六号の規定は、第一項 所入び計画の終了の日」とあるのは「変更前の軽加 下下で、混和対象物生産業者」とあるのは「変更前の軽加 を、同条第二項第四号中「計画の終了の日」とあるのは「変更前の軽加 と、同条第二項第四号中「計画の終了の日」と、同条第二項第四号中「軽油特定加 と、同条第五項第三号二中「申請の日前三月間 と、同条第五項第三号二中「申請の日前三月間 と、同条第五項第三号二中「申請の日前三月間 と、同条第五項第三号二中「申請の日前三月間 と、同条第五項第三号二中「申請の日前三月間 と、同条第五項第三号二中「申請の軽油特定加 「混和対象物生産業者」と読み替えるものとす る。

第二十五条の八 法第十二条の九の登録又は法第 条の二第一項、第二十五条の五第一項又は前条 者が次の各号の一に該当するときは、第二十五 大臣又は経済産業局長は、認定軽油特定加工業 十二条の十三第一項の変更登録をした経済産業 一項の認定を取り消すことができる。

- 行わなかつたとき。 第二十五条の三第一項の規定による確認を
- 一 第二十五条の三第二項の規定による届出を しなかつたとき。
- 三 第二十五条の二第二項第三号、第六号、第 けなかつたとき。 五条の五第一項の規定による変更の認定を受 事項に変更があつたにもかかわらず、第二十 七号、第九号、第十号又は第十一号に掲げる 2
- 第八号に掲げる事項に変更があつたにもかか 第二十五条の二第二項第一号、第五号又は 届出をしなかつたとき。 わらず、第二十五条の六第一項の規定による
- 油を生産した場合に軽油規格に適合しなくな 産業者等が生産又は輸入する軽油を用いて軽 つたとき。 認定軽油特定加工業者に係る混和前軽油生 3
- なくなつたとき。 いて軽油を生産した場合に軽油規格に適合し 産業者等が生産又は輸入する混和対象物を用 認定軽油特定加工業者に係る混和対象物生 4
- 第二十五条の五第一項又は前条第一項の認定 を受けたとき。 不正の手段により第二十五条の二第一項、
- 生産された軽油が軽油規格に適合しないもの であるにもかかわらず販売又は消費されたと 当該認定に係る特定加工する場所において

第二十六条 第十八条及び第十九条の規定は、軽 第十七条の八第二項において準用する法第十七 と、「法第十七条の四第六項」とあるのは「法 項において準用する法第十七条の四第一項」 の四第一項」とあるのは「法第十七条の八第二 五」とあるのは「様式第二十」と「法第十七条 おいて準用する法第十七条の四第四項」と、 第四項」とあるのは「法第十七条の八第二項に るのは「軽油輸入業者」と、「法第十七条の四 十八条及び第十九条中「揮発油輸入業者」とあ 油輸入業者に準用する。この場合において、第 「揮発油」とあるのは「軽油」と、「様式第十

条の四第六項」と、「様式第十六」とあるのは 「様式第二十一」と読み替えるものとする。

(灯油規格) 第三節 灯油の品質の確保

第二十七条 法第十七条の九第一項の灯油の規格 として経済産業省令で定めるものは、 に掲げるとおりとする。 次の各号

- 硫黄分が○・○○八質量百分率以下である
- 三 セーボルト色がプラス二十五以上であるこ 引火点が四○度以上であること。
- 前項第一号に定める数値は、日本産業規格K
- 二五四一―一号(原油及び石油製品―硫黄分試 法)で定める試験方法により測定した場合にお四一―七号(原油及び石油製品―硫黄分試験方 方法)で定める試験方法、日本産業規格K二五 ける数値とする。 法)で定める試験方法又は日本産業規格K二五 四一―六号(原油及び石油製品―硫黄分試験方 五四一―二号(原油及び石油製品―硫黄分試験 験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二
- る。 試験方法により測定した場合における数値とす K二二六五―一号(引火点の求め方)で定める 第一項第二号に定める数値は、日本産業規格
- ボルト色試験方法で定める試験方法により測定 K二五八○号(石油製品―色試験方法)のセー (灯油と同じ用途に用いることができる石油製 した場合における数値とする。 第一項第三号に定める数値は、日本産業規格
- |第二十七条の二 法第十七条の九第一項の経済産 できる石油製品は、軽油とする。 業省令で定める灯油と同じ用途に用いることが (標準灯油の基準)

第二十八条 法第十七条の九第二項において準用 灯油であることとする。 格K二二〇三号の表二で定める一号に適合する する法第十七条の六第一項の標準灯油の基準と して経済産業省令で定めるものは、日本産業規

第二十九条 法第十七条の九第二項において準用 別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、 する法第十七条の六第一項に規定する表示は、 欄に掲げる場所に掲示するものとする。ただ し、標準灯油の基準に適合する灯油のみを販売 (標準灯油の表示の場所) 同表の下

> 当該表示を掲示することができる。 場所に加えて当該施設又は設備の任意の場所に する施設又は設備(当該施設又は設備が、揮発 2 備に限る。) にあつては、同表の下欄に掲げる 基準に適合する軽油のみを販売する施設又は設 (E) の基準に適合する揮発油又は標準軽油の 油又は軽油を販売する施設又は設備である場合 (E)、標準揮発油二号若しくは標準揮発油二号 にあつては、標準揮発油一号、標準揮発油一号

2 前項の表示は、様式第二十二によりするもの とする。

(灯油生産業者等の規格適合確認)

第三十条 法第十七条の十第一項において準用す 法第十七条の十第三項において準用する法第十 項において準用する法第十七条の四第一項及び る法第十七条の三第一項、法第十七条の十第二 七条の四第二項の規定による確認は、次の各号 に定めるところにより行わなければならない。 品質の灯油と混合を生じるおそれがない段階 油が、販売又は消費されるまでの間に異なる する法第十七条の四第二項の確認を行つた灯 十第二項において準用する法第十七条の四第 用する法第十七条の三第一項、法第十七条の において採取すること。 一項又は法第十七条の十第三項において準用 試料は、法第十七条の十第一項において準

- 二 採取した試料は速やかに分析をするものと 生じないような措置を講じておくこと。 し、分析をするまでの間はその成分の変化が 分析す
- 四 品質管理責任者に当該分析設備の使用方法 三 自ら保有する分析設備を使用して、 ること。
- Ŧi. に従つて分析させること。 方法で行うこと。 試料の採取は、次のイ又は口のいずれかの
- 量と同量の灯油が出荷されるごとに行うこ 供給設備ごとに当該供給設備からその容
- 加工業者」という。)が当該灯油の生産に 規定により確認を行うべき者(以下「灯油 において準用する法第十七条の四第二項の 方法により行うこと。 する製造品質管理体制において定められた 合にあつては、同法第三十条第三項に規定 する鉱工業品の製造業者の認証を受けた場 ついて産業標準化法第三十条第一項に規定 灯油生産業者又は法第十七条の十第三項

条の四第一項又は法第十七条の十第三項におい 第十七条の十第二項において準用する法第十七 とを確認することにより、法第十七条の十第一 油輸入業者及び灯油加工業者は、灯油生産業者 確認を行うことができる。 て準用する法第十七条の四第二項の規定による 準用する法第十七条の三第一項の確認を行うこ 灯油生産業者が法第十七条の十第一項において 項において準用する法第十七条の三第一項、法 に灯油を販売するときは、当該灯油を購入する 前項の規定にかかわらず、灯油生産業者、

(準用等)

第三十一条第十八条及び第十九条の規定は、 四第六項」と、「様式第十六」とあるのは「様 四第一項」とあるのは「法第十七条の十第二項 第四項」とあるのは「法第十七条の十第二項に るのは「灯油輸入業者」と、「法第十七条の四 油輸入業者に準用する。この場合において、第1511年一条 第十八条及び第十九条の規定は、灯 式第二十四」と読み替えるものとする。 七条の十第二項において準用する法第十七条の あるのは「様式第二十三」と、「法第十七条の において準用する法第十七条の四第一項」と、 とあるのは「屋内燃焼」と、「様式第十五」と おいて準用する法第十七条の四第四項」と、 十八条及び第十九条中「揮発油輸入業者」とあ 「法第十七条の四第六項」とあるのは「法第十 揮発油」とあるのは「灯油」と、「自動車の」

重油の品質の確保

(重油規格)

- 格として経済産業省令で定めるものは、次の各第三十二条 法第十七条の十一第一項の重油の規 号に掲げるとおりとする。
- 硫黄分が○・五質量百分率以下であるこ
- 二 無機酸を含まないこと。
- 2 おける数値とする。 五四一―五号(原油及び石油製品―硫黄分試験 方法)で定める試験方法又は日本産業規格K二 五四一―四号(原油及び石油製品―硫黄分試験 二五四一―三号(原油及び石油製品―硫黄分試 方法)で定める試験方法により測定した場合に 験方法)で定める試験方法、日本産業規格K二 前項第一号に定める数値は、日本産業規格K
- 3 とは、日本産業規格K二二五二号 反応試験方法)で定める試験方法により測定し この省令において「無機酸を含まないこと」 (石油製品-

た場合において、その結果がアルカリ性又は中

第三十二条の二 重油販売業者、重油生産業者: とあるのは「三・五質量百分率」とする。 ず、同条第一項第一号中「〇・五質量百分率」 る重油規格については、前条の規定にかかわらて重油を販売又は使用しようとする場合におけ 設置していることが認められた船舶の燃料とし 五年法律第百三十六号。以下この条において 等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十のいずれかの書面又はその写しにより海洋汚染 いう。)が、重油を燃料とする船舶であつて次 り確認を行うべき者(以下「重油加工業者」と いて準用する法第十七条の四第二項の規定によ 重油輸入業者又は法第十七条の十二第三項にお 「海洋汚染等防止法」という。)第十九条の二十 一第二項に規定する硫黄酸化物放出低減装置を 2

汚染等防止検査手帳 海洋汚染等防止法第十九条の四十二の海洋

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法 号。)第十二条の十七の六の四第一項の承認 律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八

ための国際条約に関する千九百七十八年の議三 千九百七十三年の船舶による汚染の防止の 基づく国際大気汚染防止証書 条約附属書Ⅵ第六規則又は第七規則の規定に 九百九十七年の議定書によって規定された同 定書によって修正された同条約を改正する千

該重油販売業者が誓約する書面 いる船舶の燃料として重油を販売する旨を当 つては、硫黄酸化物放出低減装置を設置して 重油販売業者に販売しようとする場合にあ

ける重油規格については、前条の規定にかかわ燃料として販売又は使用しようとする場合にお油を入手できない場合において、重油を船舶の 条の二十一第三項に規定するとるべき国土交通又は重油加工業者が、海洋汚染等防止法第十九 率」とあるのは「三・五質量百分率」とする。 らず、同条第一項第一号中「〇・五質量百分 省令で定める措置を講じてもなお基準適合燃料 (重油と同じ用途に用いることができる石油製 重油販売業者、重油生産業者、重油輸入業者

きる石油製品は、軽油とする。 省令で定める重油と同じ用途に用いることがで 法第十七条の十一第一項の経済産業

(船舶等)

第三十四条 法第十七条の十一第二項の経済産業 りとする。 省令で定める船舶等は、次の各号に掲げるとお

含む。)の使用する船舶を除く。) のすべての船舶(海上自衛隊(防衛大学校を 国際航海に従事する総トン数四百トン以上

すべての掘削バージ

(書面の交付) 定置されるすべての海洋掘採施設 我が国の主権又は管轄権の下にある水域に

第三十五条 法第十七条の十一第二項の規定によ る書面の交付は、次により行うものとする。 当該船舶等に重油の販売後遅滞なく交付す

二 書面に記載された事項が第三十七条各号に ること。

二項に基づき交付する書面に添付するものとす は、確認した書面の写しを法第十七条の十一第 のいずれかの規定により重油を販売するとき 第三十二条の二第一項第一号から第三号まで 付すること。掲げる事項と相違がないことを確認の上、

(試料の要件)

第三十六条 法第十七条の十一第二項の規定によ る試料は、四百ミリリットル以上であつて、重 い。はスペイン語により記載されなければならない。ただし、記載事項は、英語、フランス語又 れ、封印された上で、提出されなければならなラベルがはり付けられた適当な容器に収めら 任者によって次に掲げる事項が記載されている 及び船長又は重油供給の完了時の作業担当の責 油を供給する作業が完了した後、重油販売業者

(ただし、海洋掘採施設の場合は、名称のみ舶等の名称及び国際海事機関船舶識別番号 でよい。) 当該船舶等の燃料用の重油を受け入れた船

兀 当該船舶等の燃料用の重油の供給開始日試料の採取地及び採取方法

重油を供給したときは、他の船舶の名称を含の名称(他の船舶から当該船舶等の燃料用の 当該船舶等の燃料用の重油を供給した設備

七六五

当該船舶等の燃料用の重油の種類 容器の封印方法

又は名称、法人にあつては代表者の氏名、及

当該船舶等の燃料用の重油販売業者の氏名

者の氏名及び署名 船長又は重油供給の完了時の作業担当の責任 び署名、並びに重油の供給を受けた船舶等の

(書面の記載事項)

第三十七条 法第十七条の十一第二項の経済産業 省令で定める事項は、次のとおりとする。ただ ン語により記載されなければならない。 し、記載事項は、英語、フランス語又はスペイ

でよい。) (ただし、海洋掘採施設の場合は、名称のみ 舶等の名称及び国際海事機関船舶識別番号 当該船舶等の燃料用の重油を受け入れた船

当該船舶等の燃料用の重油を供給した場所

び電話番号 の重油の販売を行う事業所の名称、所在地及 又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあ つては代表者の氏名及び当該船舶等の燃料用 当該船舶等の燃料用の重油販売業者の氏名 当該船舶等の燃料用の重油の供給開始日

· 交

兀

当該船舶等の燃料用の重油の供給量 当該船舶等の燃料用の重油の製品名

五.

七

め方)で定める試験方法により測定した場合二四九―二号(原油及び石油製品―密度の求 における数値とする。) 方)で定める試験方法又は日本産業規格K二 四九―一号(原油及び石油製品―密度の求め 十五度における密度(日本産業規格K二)

で定める試験方法又は日本産業規格K二五四 四号 (原油及び石油製品―硫黄分試験方法) 定める試験方法、日本産業規格K二五四一― 号(原油及び石油製品-硫黄分試験方法)で おける数値とする。) 法)で定める試験方法により測定した場合に | ―五号(原油及び石油製品―硫黄分試験方 硫黄分濃度(日本産業規格K二五四一—三 2

産業規格K二二六五―三号(引火点の求め、当該船舶等の燃料用の重油の引火点(日本 おける数値とする。) 方)で定める試験方法により測定した場合に

無機酸を含まないこと

十一 第一号から第十号までの事項について適 業者の署名 正である旨及びその旨を証する当該重油販売

(書面の写しの保存義務)

第三十八条 法第十七条の十一第二項の規定によ を行う事業所ごとに備えなければならない る書面の写しは、船舶等の燃料用の重油の販売 ま

> 年間保存しなければならない。 た、当該書面の写しは、書面の交付の日から三

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十九条 法第十七条の十一第二項の経済産業 省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続 係る電子計算機と重油の販売を求めた者の使 方法のうちイ又は口に掲げるもの した電子情報処理組織をいう。)を使用する 電子情報処理組織(重油販売業者の使用に

算機とを接続する電気通信回線を通じて送 係る電子計算機に備えられたファイルに記 信し、当該重油の販売を求めた者の使用に 重油の販売を求めた者の使用に係る電子計 録する方法 重油販売業者の使用に係る電子計算機と 重油販売業者の使用に係る電子計算機に

の販売を求めた者の使用に係る電子計算機 の販売を求めた者の閲覧に供し、当該重油 載すべき事項を電気通信回線を通じて重油 備えられたファイルに記録された書面に記 に備えられたファイルに当該事項を記録す

二 電磁的記録媒体 (電磁的記録に係る記録媒 アイルに書面に記載すべき事項を記録したも 体をいう。以下同じ。)をもつて調製するフ のを交付する方法

第四十条 りとする。 より示すべき方法の種類及び内容は、次のとお 施行令(以下「令」という。)第五項の規定に 成することができるものでなければならない。 アイルへの記録を出力することによる書面を作 前項各号に掲げる方法は、重油の使用者がフ 揮発油等の品質の確保等に関する法律

売業者が使用するもの 前条第一項各号に掲げる方法のうち重油

二 ファイルへの記録の方式

(重油生産業者等の規格適合確認)

第四十一条 法第十七条の十二第一項において準 項及び法第十七条の十二第三項において準用す 二第二項において準用する法第十七条の四第一 用する法第十七条の三第一項、法第十七条の十 次の各号に定めるところにより行わなければな る法第十七条の四第二項の規定による確認は、

準用する法第十七条の三第一項、 試料は、法第十七条の十二第一項において 法第十七条

異なる品質の重油と混合を生じるおそれがな て準用する法第十七条の四第二項の確認を行 の十二第二項において準用する法第十七条の い段階において採取すること。 つた重油が、販売又は消費されるまでの間に 第一項又は法第十七条の十二第三項におい

三 自ら保有する分析設備を使用して、分析す ること 生じないような措置を講じておくこと。 採取した試料は速やかに分析をするものと 分析をするまでの間はその成分の変化が

に従つて分析させること。 品質管理責任者に当該分析設備の使用方法

方法で行うこと。 試料の採取は、次のイ又は口のいずれかの 供給設備ごとに当該供給設備からその容

量と同量の重油が出荷されるごとに行うこ

三項に規定する製造品質管理体制において 定められた方法により行うこと。 を受けた場合にあつては、同法第三十条第 油の生産について産業標準化法第三十条第 項に規定する鉱工業品の製造業者の認証 重油生産業者又は重油加工業者が当該重

2 規定による確認を行うことができる。 三項において準用する法第十七条の四第二項の 法第十七条の四第一項又は法第十七条の十二第 第一項において準用する法第十七条の三第一 ことを確認することにより、法第十七条の十二 て準用する法第十七条の三第一項の確認を行う 重油生産業者が法第十七条の十二第一項におい に重油を販売するときは、当該重油を購入する 油輸入業者及び重油加工業者は、重油生産業者 前項の規定にかかわらず、重油生産業者、重 法第十七条の十二第二項において準用する 第四十四条 法第十七条の十二第六項の経済産業 2

第四十二条 法第十七条の十二第五項の経済産業 省令で定める事項は、次のとおりとする。 及び重油の生産を行う事業所の名称、 電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名 重油生産業者等の氏名又は名称、住所及び 所在地

(書面の記載事項)

二 重油の製品名 及び電話番号

重油の供給量

四九―一号(原油及び石油製品―密度の求め 方)で定める試験方法又は日本産業規格K二 十五度における密度(日本産業規格K二)

> め方) で定める試験方法により測定した場合 における数値とする。) 二四九―二号(原油及び石油製品―密度の求

Ŧi. 法)で定める試験方法により測定した場合に 四号 (原油及び石油製品―硫黄分試験方法) おける数値とする。) で定める試験方法又は日本産業規格K二五四 定める試験方法、日本産業規格K二五四 硫黄分濃度(日本産業規格K二五四一—三 一五号(原油及び石油製品—硫黄分試験方 (原油及び石油製品―硫黄分試験方法)で 2

六 重油の引火点(日本産業規格K二二六五-三号(引火点の求め方)で定める試験方法に より測定した場合における数値とする。) 無機酸を含まないこと

である旨及びその旨を証する当該重油生産業 者等の署名又は記名 第一号から第七号までの事項について適正

(書面の交付)

第四十三条 法第十七条の十二第五項の規定によ る書面の交付は、次により行うものとする。 た後遅滞なく交付すること。 当該重油販売業者に書面の交付を求められ

事項と相違がないことを確認の上、

交付する

書面に記載された事項が前条各号に掲げる

こと

書面の写しを法第十七条の十二第五項に基づき から書面の交付を求められたときは、確認した り重油を販売するときであつて、重油販売業者 交付する書面に添付するものとする。 第三十二条の二第一項のいずれかの規定によ

(情報通信の技術を利用する方法)

省令で定める方法は、次のとおりとする。 うちイ又は口に掲げるもの 子情報処理組織をいう。) を使用する方法の る電子計算機とを電気通信回線で接続した電 に係る電子計算機と重油販売業者の使用に係 電子情報処理組織(重油生産業者等の使用

当該重油販売業者の使用に係る電子計算機 を接続する電気通信回線を通じて送信し、 に備えられたファイルに記録する方法 と重油販売業者の使用に係る電子計算機と 重油生産業者等の使用に係る電子計算機

記載すべき事項を電気通信回線を通じて重 に備えられたファイルに記録された書面に 重油生産業者等の使用に係る電子計算機

> 油販売業者の閲覧に供し、当該重油販売業 アイルに当該事項を記録する方法 者の使用に係る電子計算機に備えられたフ

付する方法 に書面に記載すべき事項を記録したものを交 電磁的記録媒体をもつて調製するファイル

第四十五条 令第七項の規定により示すべき方法 成することができるものでなければならない。 アイルへの記録を出力することによる書面を作 前項各号に掲げる方法は、重油販売業者がフ

種類及び内容は、次のとおりとする。 産業者等が使用するもの 前条第一項各号に掲げる方法のうち重油生

二 ファイルへの記録の方式 (準用等)

第四十六条第十八条及び第十九条の規定は、 一項」とあるのは「法第十七条の十二第二項にのは「様式第二十五」と、「法第十七条の四第 品として税関長から外国貨物承認を受けた場合 第四項」とあるのは「法第十七条の十二第二項 るのは「重油輸入業者」と、「法第十七条の四 油輸入業者に準用する。この場合において、第 あるのは「船舶等」と、「様式第十五」とある とあるのは「通関の日(ただし、外国貨物船用 の四第六項」と、「様式第十六」とあるのは 七条の十二第二項において準用する法第十七条 「法第十七条の四第六項」とあるのは「法第十 おいて準用する法第十七条の四第一項」と、 にあつては、当該承認の日)」と、「自動車」と 「揮発油」とあるのは「重油」と、「通関の日」 において準用する法第十七条の四第四項」と、 十八条及び第十九条中「揮発油輸入業者」とあ 「様式第二十六」と読み替えるものとする。 重

(登録の申請) 第三章の二 登録分析機関

第四十七条 法第十七条の十五第一項の規定によ り登録の申請をしようとする者(以下この条に 産業大臣に提出しなければならない。 おいて「申請者」という。)は、様式第二十七 による申請書に次の各号の書類を添付して経済

次に掲げる事項を記載した書類 登記事項証明書又はこれに準ずるもの 分析業務に用いる機械器具の種類、 数及

Ξ 申請者が法第十七条の十四各号の規定に該 分析業務を行う者の資格及び数

び所在の場所

当しないことを説明した書面

兀 規定に適合していることを説明した書類 申請者が法第十七条の十五第一項第三号の

第四十八条から第五十条の三まで 削除

(登録の更新の手続)

第五十条の四 法第十七条の十六第一項の規定に する場合は、第四十七条の規定を準用する。 より、登録分析機関が登録の更新を受けようと

第五十一条及び第五十二条 (分析業務) 削除

第五十三条 法第十七条の十七第二項の経済産業 試験方法により、同表の下欄に掲げる分析業務 に掲げる分析区分に応じ、同表の中欄に掲げる 省令で定める技術上の基準は、別表第五の上欄 を行うことができるものとする。 (業務規程

第五十四条 登録分析機関は、法第十七条の十八 添付して経済産業大臣に提出しなければならな までに、様式第三十による届出書に業務規程を 第一項の規定により業務規程の届出をするとき は、分析業務を開始しようとする日の二週間前

法第十七条の十八第二項の業務規程で定める き事項は、次のとおりとする。

分析業務に関する料金 事業所の所在地及び分析区分

分析員及び分析業務用設備の配置に関する分析業務を行う時間及び休日に関する事項

五 揮発油販売業者、揮発油生産業者、軽油生 産業者、灯油生産業者、重油生産業者、揮発 析結果の通知に関する事項 者、灯油加工業者、重油加工業者、揮発油特 重油輸入業者、揮発油加工業者、軽油加工業 油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者、 定加工業者及び軽油特定加工業者に対する分

分析業務の実施方法 分析員の選任及び解任に関する事項 分析の申請書の保存に関する事項

し必要な事項 前各号に掲げるもののほか、分析業務に関

業務規程を添付して経済産業大臣に提出しなけ は、変更後の分析業務を開始しようとする日の 規定により業務規程の変更の届出をするとき ればならない。 二週間前までに、様式第三十一による届出書に 登録分析機関は、法第十七条の十八第一項の

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第五十四条の二 法第十七条の十九第二項第三号 記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に 表示する方法とする。 の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に

令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののう 法第十七条の十九第二項第四号の経済産業省 登録分析機関が定めるものとする。

(分析業務の休廃止の届出) 一 電磁的記録媒体をもつて調製するファイル られたファイルに当該情報が記録されるもの され、受信者の使用に係る電子計算機に備え 続した電子情報処理組織を使用する方法であ使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接 つて、当該電気通信回線を通じて情報が送信 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の 情報を記録したものを交付する方法 2

第五十五条 登録分析機関は、法第十七条の二十 業大臣に提出しなければならない。 分に従い、様式第三十二による届出書を経済産 又は廃止の届出をしようとするときは、分析区 の規定により分析業務の全部又は一部の休止

(揮発油販売業者の帳簿)

第五十六条 法第十九条第一項の経済産業省令で 定める事項は、次の各号に掲げるとおりとす

掲げるもの 揮発油の分析に関する事項であつて、 次に

分析を行つた年月日及び場所

分析を行つた品質管理者の氏

使用した分析設備の種類 分析結果

購入した場合にあつては、その購入先 登録分析機関の名称 前回分析を行つたときより後に揮発油を

営業日の制限又は営業時間の短縮を実施すべ き期間として公表した期間内のものに限る。) 八条第一項の規定に基づき、経済産業大臣が 営業日又は営業時間に関する事項(法第十

びニからへまで並びに第二号に掲げる事項を当 を委託している場合にあつては同項第一号イ及 号に掲げる事項、登録分析機関に揮発油の分析 合にあつては前項第一号イからホまで及び第二 え、品質管理者に揮発油の分析をさせている場 揮発油販売業者は、給油所ごとに帳簿を備

該事項が記載可能となつた後、遅滞なく、 帳簿に記載しなければならない。

3 ければならない。 前項の帳簿は、記載の日から二年間保存しな

(揮発油等の生産業者等の帳簿)

第五十七条 法第十九条第二項の経済産業省令で 定める事項は、次の各号に掲げるとおりとす

確認を行つた年月日及び場所

機関の名称 分析を行つた品質管理責任者又は登録分析

三 使用した分析設備の種類(自ら分析を行つ た場合に限る。)

分析結果

ら二年間保存しなければならない。 ればならない。また、当該帳簿は、記載の日か となつた後、遅滞なく、その帳簿に記載しなけ 業所ごとに備え、前項に掲げる事項が記載可能 油、軽油、灯油又は重油の品質の確認を行う事 法第十九条第二項の規定による帳簿は、揮発

(揮発油等の輸入業者の帳簿)

第五十八条 法第十九条第三項の経済産業省令で 定める事項は、次の各号に掲げるとおりとす

確認を行つた年月日及び場所

の届出を行つた経済産業局の名称 0) 二項、法第十七条の十第二項及び法第十七条 法第十七条の四第四項(法第十七条の八第 十二第二項において準用する場合を含む。)

機関の名称 分析を行つた品質管理責任者又は登録分析

た場合に限る。) 使用した分析設備の種類(自ら分析を行

分析結果

2 となつた後、遅滞なく、その帳簿に記載しなけ ら二年間保存しなければならない。 ればならない。また、当該帳簿は、記載の日か 業所ごとに備え、前項に掲げる事項が記載可能 油、軽油、灯油又は重油の品質の確認を行う事 法第十九条第三項の規定による帳簿は、

(標準揮発油等の表示に関する帳簿)

第五十九条 法第十九条第四項の経済産業省令で 定める事項は、次の各号に掲げるとおりとす

準軽油又は標準灯油の区分 標準揮発油二号、標準揮発油二号(E)、 一号、標準揮発油一号(E)、 標

その 確認(以下「品質の確認」という。)を行つ 準軽油又は標準灯油の基準に適合することの 標準揮発油二号、標準揮発油二号(E)、標 標準揮発油一号、標準揮発油一号(E)、

品質の確認の方法

兀 名称を含む。) の添付及び品質の確認を行つた者の氏名又は 品質の確認の結果(当該結果を証する書面

Ŧi. 表示の場所 表示の期間

2 ない。 給油所その他の事業場ごとに帳簿を備え、前項 販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者は、 場合を含む。)の規定により表示を行う揮発油 項又は法第十七条の九第二項において準用する 法第十七条の六第一項 (法第十七条の七第二 後、遅滞なく、その帳簿に記載しなければなら に掲げる事項を当該事項が記載可能となつた

3 ければならない。 前項の帳簿は、記載の日から二年間保存しな

第六十条 法第十九条第五項の経済産業省令で定 める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。 (登録分析機関の帳簿) 揮発油特定加工業者及び軽油特定加工業者に 業者の氏名又は名称並びに揮発油販売業者、 業者、揮発油特定加工業者及び軽油特定加工 生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、 者、軽油加工業者、灯油加工業者、重油加工 灯油輸入業者、重油輸入業者、揮発油加工業 産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、重油 分析を委託した揮発油販売業者、揮発油生 2

二 分析の委託に係る事務所、 事業場の名称及び所在地 あつてはその登録番号 給油所その他の

分析の委託を受けた年月日 分析を行つた年月日

五四 分析を行つた分析員の氏名

なつた後、遅滞なく、その帳簿に記載しなけれ え、前項に掲げる事項を当該事項が記載可能と 事務所、給油所その他の事業場ごとの帳簿を備 登録分析機関は、事業所ごとに委託を受けた 使用した分析業務用設備の種類 分析の概要及び結果

3 より帳簿を保存するときは、記載の日から二年 間保存しなければならない。 ばならない。 登録分析機関は、法第十九条第五項の規定に

(電磁的方法による保存)

|第六十条の二 第五十六条第一項各号、第五十七 条第一項各号、第五十八条第一項各号、第五十 簿の保存に代えることができる。 又は第五項に規定する当該事項が記載された帳 れ法第十九条第一項、第二項、第三項、第四項 れるときは、当該記録の保存をもつて、それぞ ちに表示されることができるようにして保存さ 必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直い方法をいう。)により記録され、当該記録が 九条第一項各号又は前条第一項各号に掲げる事 の他の人の知覚によつて認識することができな 項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法そ

ればならない。 産業大臣が定める基準を確保するよう努めなけ 前項の規定による保存をする場合には、 経済

(収去証)

第六十一条 第六十二条 法第二十条第四項に規定する証 去するときは、被収去者に様式第三十三による は、様式第三十四によるものとする。 収去証を交付しなければならない。 が揮発油、軽油、灯油その他の必要な試料を収 (身分証明書) 法第二十条第二項の規定により職員

第六十三条 法第二十二条第一項の意見の は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十 (意見の聴取)

として主宰する意見聴取会によつて行う。 八号)第十一条第二項に規定する審理員が議長

ければならない。 見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を審 ときは、その期日の十五日前までに、件名、意 査請求人及び参加人に通知し、かつ、告示しな 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとする

りその旨を経済産業大臣に届け出なければならがあることを疎明する事実を記載した文書によ とする者は、意見聴取会の期日の十日前まで に、意見の概要及びその事案について利害関係 人として意見聴取会に出席して意見を述べよう 利害関係人(参加人を除く。)又はその代

ければならない。 た者のうちから、意見聴取会に出席して意見を 述べることができる者を指定し、その期日の三 日前までに指定した者に対しその旨を通知しな 経済産業大臣は、前項の規定による届出をし

5 は、 経済産業大臣は、必要があると認めるとき 学識経験のある者、 関係行政機関の職員そ

の他の参考人に意見聴取会に出席を求めること

べることができない。 会に出席を求められた者以外の者は、意見を述 指定を受けた者及び前項の規定により意見聴取 又はこれらの代理人並びに第四項の規定による 意見聴取会においては、審査請求人、参加人

求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由議長は意見聴取会においては、最初に審査請 を陳述させなければならない。

8 とができる。 朗読をもつて前項の規定による陳述に代えるこ 人が出席しないときは、議長は、審査請求書の意見聴取会において審査請求人又はその代理

れらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場若しくは不穏な言動をするときは、議長は、こ の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案 を命ずることができる。 に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、

代理権を証する書類を議長に提出しなければなる 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その らない。

11 見聴取会に出席を求められた者に通知しなけれ ばならない。 よる指定を受けた者及び第五項の規定により意 たときは、その期日及び場所を第四項の規定に 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更し

第六十四条 行政手続法(平成五年法律第八十八 を行うべき期日の二十一日前までに行わなけれ号)第十五条第一項の規定による通知は、聴聞 ばならない。

則 抄

施行する。 この省令は、昭和五十二年五月二十三日 から

省令第八九号) 則 (昭和五六年一二月八日通商産業

の日(昭和五十六年十二月十一日)から施行す る法律(昭和五十六年法律第八十二号)の施行この省令は、揮発油販売業法の一部を改正す

業省令第五二号 (昭和五七年一〇月一八日通商産

この省令は、公布の日から施行する。 (昭和六〇年一〇月一八日通商産

業省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。 業省令第五五号) (昭和六一年一〇月一八日通商産

この省令は、公布の日から施行する。

附 省令第一四号) (昭和六二年三月二八日通商産業

施行する。 この省令は、昭和六十二年四月二十八日から 附

省令第四一号) 則 (昭和六二年七月一〇日通商産業

から施行する。 行する。ただし、第十条、第十五条及び第二十この省令は、昭和六十二年九月三十日から施 一条の改正規定は、昭和六十二年十月三十一日

業省令第四九号) 則 (昭和六二年一〇月一七日通商産

行する。 この省令は、昭和六十二年十月十八日から施

省令第七一号) 附 則 (平成元年一〇月一八日通商産業

この省令は、公布の日から施行する。 附

この省令は、公布の日から施行する。 省令第四八号) 則 (平成二年一〇月一八日通商産業

附 省令第五〇号) 則 (平成三年一〇月一八日通商産業

1

この省令は、公布の日から施行する。 附 (平成四年一〇月一六日通商産業

この省令は、平成四年十月十八日から施行す 省令第六五号)

る。

省令第六三号) 附 則 (平成五年一〇月一八日通商産業

この省令は、公布の日から施行する。 附 令第六六号) 則 (平成六年九月三〇日通商産業省

(施行期日)

-十月一日)から施行する。 この省令は、行政手続法の施行の日 (平成六

年

省令第七〇号) 則 (平成六年一〇月一八日通商産業

この省令は、公布の日から施行する。 附 省令第九〇号) 則 (平成七年一〇月三〇日通商産業

この省令は、公布の日から施行する。 附 省令第九二号) 則 (平成七年一〇月三一日通商産業

> 1 法律の施行の日(平成八年四月一日)から施行供給の確保のための関係法律の整備等に関する この省令は、石油製品の安定的かつ効率的な (施行期日)

2 (経過措置)

油販売業法又は特定石油製品輸入暫定措置法の ぞれ一年間以上又は二年間以上行つている者と 規定」と読み替えるものとする。 みなす。その際、同項中「法の規定」は「揮発 び第三十一条において準用する場合を含む。以つている者は、第十八条第二項(第二十六条及 油の輸入の事業を一年間以上又は二年間以上行 は、揮発油、軽油又は灯油の輸入の事業をそれ 下本項において同じ。)の規定の適用に関して この省令の施行の際現に揮発油、軽油又は灯

令第一五号) (平成八年三月二六日通商産業省

る。 この省令は、平成八年四月一日から施行す

令第三九号) 則 (平成九年三月二七日通商産業省

この省令は、公布の日から施行する。 第五八号) 則 (平成九年四月一日通商産業省令

定は、平成十年一月一日から施行する。 る。ただし、第二十三条第一項第一号の改正規 この省令は、平成九年十月一日から施行す

2 この省令の施行の日から平成九年十二月三十 軽油であって、改正前の第二十二条第一項各号 一日までの間において軽油販売業者が販売する とみなす。 十二条第一項各号に定める規格に適合するもの に定める規格に適合するものは、改正後の第二

第七四号) 則 (平成九年四月九日通商産業省令

この省令は、公布の日から施行する。 省令第一二七号) (平成九年一二月二六日通商産業

この省令は、平成十年一月一日から施行す

る。 この省令は、平成十年四月一日から施行す 省令第三五号) (平成一〇年三月三〇日通商産業

附 令第六五号) 則 (平成一一 年七月一日通商産業省

2 規定は、平成十二年四月一日から施行する。 る。ただし、第二十条第一号及び第二号の改正 この省令の施行の日から平成十二年三月三十 この省令は、平成十二年一月一日から施行す 日までの間において揮発油販売業者が販売す

省令第一二四号 (平成一二年六月三〇日通商産業

この省令は、平成十二年七月一日から施行す

条第一項各号に定める規格に適合するものとみ

に定める規格に適合するものは、改正後の第十 る揮発油であって、改正前の第十条第一項各号

業省令第二六八号) (平成一二年一〇月三一日通商産

この省令は、平成十三年一月六日から施行す 則 (平成一三年三月二九日経済産業

省令第九九号)

抄

係法律の整備に関する法律の施行の日 び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関この省合は、商法等の一部を改正する法律及 三年四月一日)から施行する。 (施行期日) (平成十

省令第九三号) (平成一五年八月二一日経済産業

第十条第一項第二号、第二十二条第一項第一号 る法律の一部を改正する法律の施行の日(平成 十六年十二月三十一日から施行する。 及び第二十三条第一項第一号の改正規定は平成 十五年八月二十八日)から施行する。ただし、 この省令は、揮発油等の品質の確保等に関す

省令第一二九号) (平成一五年九月三〇日経済産業

第四十九の改正規定は、公布の日から施行す る。ただし、様式第十五、様式第二十、様式第 二十三、様式第四十五、様式第四十七及び様式 この省令は、平成十六年三月一日から施行す

省令第二二号) 附 則 (平成一六年二月二五日経済産業

(施行期日)

第一条 この省令は、 平成十六年三月一日から施

第二条 揮発油等の品質の確保等に関する法律に 規定する指定分析機関を指定する省令(平成十 する指定分析機関を指定する省令の廃止) (揮発油等の品質の確保等に関する法律に規定

(施行期日) この省令は、

平成二十四年四月一日から施行

十七年三月七日)から施行する。 関する法律等の一部を改正する法律の施行の日この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に 三年経済産業省令第百二十八号)は、廃止す この省令は、平成十九年一月一日から施行す この省令は、平成十七年四月一日から施行す この省令は、平成二十一年二月二十五日から この省令は、平成十九年三月三十一日から施 この省令は、不動産登記法の施行の日 この省令は、平成十六年十二月三十一日から この省令は、平成二十四年一月一日から施行 この省令は、平成二十一年七月一日から施行 この省令は、公布の日から施行する。 平成二十年一月一日から施行する。 ただし、第十条第一項第二号の改正規定 省令第二六号) 省令第三一号) 附 則 (平成一九年一月一五日経済産業 令第一五号) 令第一四号) 業省令第一二五号) 業省令第七一号 省令第六号) 業省令第九九号) 業省令第八一号 則 (平成一七年三月八日経済産業省 則 (平成二三年三月二二日経済産業 (平成二〇年一一月二五日経済産 (平成一八年一一月三〇日経済産 (平成二三年一二月二八日経済産 (平成二一年六月一七日経済産業 (平成一七年三月四日経済産業省 (平成一七年二月一四日経済産業 (平成二四年三月三〇日経済産業 (平成一六年一二月二七日経済産 (平成

> 二十三条第一項第五号ロ(4)の要件を満たす行規則第二十二条第一項第五号ロ(4)又は第 測定方法として経済産業大臣が定める方法によ ちに含まれる酸の中和に要する水酸化カリウム ○・一二以下である軽油は、この省令による改 り測定した場合における酸価の増加の数値が のミリグラム数をいう。以下同じ。) の増加の (軽油規格等に関する経過措置) ものとみなす。 正後の揮発油等の品質の確保等に関する法律施 当分の間、軽油中の酸価(軽油一グラムのう

業省令第六三号) 則 (平成二五年一二月二〇日経済産

この省令は、公布の日から施行する。 令第四七号) 附 則 (平成二七年六月一日経済産業省

第一条 この省令は、平成二十七年六月十五日か (経過措置) ら施行する。 (施行期日)

等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和第二条 この省令の施行の際現に改正前の揮発油 なす。 第十四条の七の規定によりされた変更申請とみ第十四条の二の規定によりされた申請又は規則 則」という。) 第十四条の二の規定によりされ 五十二年通商産業省令第二十四号。以下、「規 されている変更申請については、改正後の規則 ている申請又は規則第十四条の七の規定により

2 条の二により受けた認定又は規則第十四条の七、この省令の施行の際現に改正前の規則第十四

省令第四三号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行

第一七号) (令和元年七月一日経済産業省令

という。)

見やすい箇所

施行する。 する法律の施行の日(令和元年七月一日)からこの省令は、不正競争防止法等の一部を改正

省令第四六号) (令和元年一一月二九日経済産業

る。 この省令は、令和二年一 月一日から施行す

域

月

月

三月四五六七八九十月

月 + + 月

省令第九二号) (令和二年一二月二八日

第一条 この省令は、 (施行期日) 公布の日から施

第二条 この省令の施行の際現にあるこ 後の様式によるものとみなす。 る等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令 条による改正前の電気事業法等の一部 様式第十三を除く。)は、この省令による改正 よる改正前の様式(次項において「旧 いう。)により使用されている書類 (経過措置) 部中

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用 当分の間、これを取り繕って使用することがで 紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の きる。 一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置 に関する省令様式第十三を除く。)については、 (令和四年九月三〇日経済産業省 後五 変 形 形 形 形 東 Щ

零下 五度 零下

t

五度

t

五度

五.

度

七

五七零度・下

令第七六号)

この省令は、令和四年十月一日から施行す

山陰

零下

t ·

五度

下

五度

五度

零下

t

五度

る。

省令第六三号) は、八石の日本の恒行上の。 国二・七・八三号) 抄(令和五年一二月二八日経済産業) 陽五度

この省令は、公布の日から施行する。 第二九号) 則 (令和六年四月一日経済産業省令

る。 この省令は、令和六年五月一日から施行す

沖 五 五 度 度

零下

t •

五度

五度 五度

別表第一 標準揮発油の表示の場所(第二十一条

備(以下「懸垂式給油設備」る計量器の表示部の懸垂式の固定された給油設標準揮発油を給油す

|(以下「可般式給油設備」と|る計量器の見やすい 固定されていない給油設備標準揮発油を給油す

別表第二 関係) 標準軽油の流動点の基準(第二十三条

行する。	北零下七・五度 五度五度 本度 五度五度 五度五度 五度五度	五度 零下零下零下零下零下零下零下零下零下零下零下
行する。	零下七・五度 五	七零下
日兼代して	MA 12 13	五度
部を改正す(第九十二	東五度	五七零・
による改正関する省令	部五度・五度	

別表第三 標準軽油の表示の場所(第二十四条崎、佐賀、長崎、熊本、鹿児島の各県をいう。 島根の各県を、「四国」とは、香川、徳島、愛媛山、広島、山口の各県を、「山陰」とは、鳥取、 奈川の各都県を、「北陸」とは、新潟、富山、石とは、茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、千葉、神 阪、和歌山、兵庫の各府県を、「山陽」とは、岡を、「近畿」とは、滋賀、三重、奈良、京都、大岐阜の各県を、「東海」とは、静岡、愛知の各県 川、福井の各県を、「中部」とは、山梨、長 甲 注 高知の各県を、「九州」とは、福岡、大分、 岩手、山形、宮城、福島の各県を、「関東」 この表において 標準軽油の表示の場所(第二十四条関 宮

区分	係)
場所	

める試験方法

酸素分について、日

品―成分試験方法)で定

|五三六||六号(石油製

方法又は日本産業規格K 試験方法)で定める試験

託の

業加特

験方法 油製品—成分試験方法 分試験方法)で定める試 法)で定める試験方法又(石油製品―成分試験方 規格K二五三六一三号 ついて、 格K二五三六—六号(石 試験方法又は日本産業規 本産業規格K二五三六-六—四号(石油製品—成 は日本産業規格K二五三 める試験方法、日本産業 品―成分試験方法)で定 で定める試験方法 成分試験方法)で定める 験方法)で定める試験方 一号(石油製品——成分試 |五三六—二号(石油製 |六||四号(石油製品-日本産業規格K二五 灯油の混入率につい ベンゼンの混入率に 日本産業規格K

|試験方法)で定める試験|つて分析するこ |油製品--成分試験方法| める試験方法 方法又は日本産業規格K 日本産業規格K二五三六 定める試験方法、日本産 K二五三六—二号(石油 品―成分試験方法)で定 試験方法)で定める試験 (石油製品-成分試験方 業規格K二五三六―四号 製品―成分試験方法)で について、日本産業規格 で定める試験方法 |五三六||六号(石油製 -五号(石油製品--成分 メタノールの混入率 で定める試験方法

業規格K二五三六—四号 定める試験方法、日本産 製品―成分試験方法)で

(石油製品-成分試験方

K二五三六—二号(石油 について、日本産業規格

チルエーテルの混入率

メチルターシャリ

日本産業規格K二五三六 法)で定める試験方法

五号(石油製品—成分

験方法 分試験方法)で定める試 は日本産業規格K二五二 法)で定める試験方法又 業規格K二五三六―四号 定める試験方法、日本産 について、日本産業規格 六—六号(石油製品—成 (石油製品-成分試験方 製品―成分試験方法)で K二五三六—二号(石油 八 エタノールの混入率

車ガソリン及び航空燃料 験方法又は日本産業規格 クロマトグラフィー通 K○一二四号(高速液体 噴射蒸発法) で定める試 六一号(石油製品—自動 -実在ガム試験方法-日本産業規格K二

業リン―鉛分試験方法)の|定めるところにト 生五五号(石油製品―ガソ|条第一項第一号! 物の測定を行うことがで きるもの より揮発油中の酸化生成 日本産業規格K二二 試料は第十七

が別に定める測定方法に

その他経済産業大臣

|格K二五三六―四号(石

成分試験方法)で定める

|六||二号(石油製品-

日本産業規格K二五

験方法又は日本産業規

産 油揮

|ついて、日本産業規格K

ベンゼンの混入率

で定める試験方法 油製品-成分試験方法 格K二五三六—六号(石 試験方法又は日本産業規

る|油及び石油製品--硫黄分 輸光B法で定める試験方法と。 発原子吸光A法又は原子吸り、 試験方法)で定める試験 日本産業規格K二五二

び者

工油揮者

に格K二五四一一七号(原と。 委試験方法又は日本産業規つて分析するこ 者黄分試験方法)で定める備の使用方法に従 工(原油及び石油製品—硫三 分析業務用設定業規格K二五四一—六号じておくこと。 揮品―硫黄分試験方法)で分の変化を生じな及―二号(原油及び石油製までの間はその成 加法)で定める試験方法、に、分析すること 発油製品―硫黄分試験方した後、速やか 油定める試験方法、日本産いような措置を講 業日本産業規格K二五四一とし、分析を行う 四一―一号(原油及び石れた試料は、採取 成分試験方法)で定める 法、日本産業規格K二五 験方法)で定める試験方 本産業規格K二五三六-品―成分試験方法)で定 日本産業規格K二五三六 法)で定める試験方法 業規格K二五三六—四号 製品—成分試験方法) める試験方法 方法又は日本産業規格K 試験方法)で定める試験 定める試験方法、日本産 K二五三六—二号(石油 について、日本産業規格 (石油製品-成分試験方 |五三六—六号(石油製 一六—四号(石油製品-一号(石油製品——成分試 、チルエーテルの混入率 -五号(石油製品--成分 酸素分について、 メチルターシャリ 分析を委託さ 採取するこ

試験方法又は日本産業規 験方法 験方法 分試験方法)で定める試 法)で定める試験方法又 業規格K二五三六—四号 定める試験方法、日本産 製品―成分試験方法) で める試験方法 方法又は日本産業規格K 試験方法)で定める試験 日本産業規格K二五三六 法)で定める試験方法、 業規格K二五三六—四号 定める試験方法、日本産 製品―成分試験方法)で K二五三六—二号(石油 について、日本産業規格 油製品-成分試験方法 格K二五三六—四号(石 |成分試験方法)で定める 分試験方法)で定める試 K二五三六—二号(石油 で定める試験方法 六—六号(石油製品—成 (石油製品-成分試験方 (石油製品-成分試験方 一六—二号(石油製品-いついて、日本産業規格 『―成分試験方法)で定 日本産業規格K二五三 |五三六||六号(石油製 一号(石油製品——自動 五号(石油製品--成分 メタノールの混入率 灯油の混入率につ 日本産業規格K二五 エタノールの混入率 日本産業規格K二

業者、 業 業者、 者業規格K二五四一一六号に、分析すること ·油製品―硫黄分試験方に定めるところに E四一―一号(原油及び石五条第一項第一号 ||品―硫黄分試験方法)で| (日本産業規格K二五四一と)。 試験方法)で定める試験しておくこと。 油及び石油製品―硫黄分いような措置を講油及び石油製品―硫黄分いような措置を講 |(原油及び石油製品―硫し、分析を行う |セリドの濃度の測定方法 常圧法蒸留試験方法で定 オクタン価、セタン価及 黄分試験方法)で定める 定める試験方法、日本産 物の測定を行うことがで |則) その他経済産業大臣 |噴射蒸発法)で定める試 |車ガソリン及び航空燃料 定める方法 ルエステル又はトリグリ める試験方法 製品―蒸留試験方法)の 規格K二二五四号(石油 温度について、日本産業 セタン価及びセタン指数 業規格K二二八〇—四号 びセタン指数の求め方 が別に定める測定方法に K○一二四号 (高速液体 験方法又は日本産業規格 油―実在ガム試験方法-の求め方)で定める方法 (石油製品―オクタン価 で定める方法又は日本産 八〇—五号(石油製品— きるもの より揮発油中の酸化生成 - 二号(原油及び石油製| 一 分析を委託さ ロマトグラフィー通 九十パーセント留出 日本産業規格K二二 軽油中の脂肪酸メチ 日本産業規格K二五 セタン指数につい備の使用方法に従 経済産業大臣が ・硫黄分試験方に定めるところに 一つて分析するこ れた試料は、採取 した後、速やか 分析業務用設 試料は第一 業者、 業 加灯 重 業者、油製品―硫黄分試験方に定めるところに 生 重 産四一―一号(原油及び石条第一項第一号に油一 日本商業末末 1・・・ 産 油 入日本産業規格K二五四一と。 る格K二五四一—七号 (原いような措置を講 油法)で定める試験方法、り、 入日本産業規格K二五四一と。 **委**黄分試験方法)で定めるまでの間はその成 者(原油及び石油製品―硫とし、分析を行う 工|業規格K二五四一―六号|に、分析すること 油定める試験方法、日本産した後、速やか び|品--硫黄分試験方法)で|れた試料は、採取 |四一―三号(原油及び石 |油及び石油製品--硫黄分じておくこと。 試験方法で定める試験 |試験方法)で定める試験|三 試験方法又は日本産業規分の変化を生じた 法)で定める試験方法、より、 験方法)のセーボルト色 め方)で定める試験方法 一二号(原油及び石油製二 分析を委託さ 産業大臣が定める方法 の測定方法として、経済 産業大臣が定める方法 の測定方法として、経済 又はプロピオン酸の濃度 る試験方法 差滴定法(酸価)で定め 中和価試験方法)の電位 産業規格K二五〇一号 の濃度の測定方法と 八〇号(石油製品―色試 六五―一号(引火点の求 (石油製品及び潤滑油 、酸価について、日本 日本産業規格K二二|つて分析するこ 経済産業大臣が定め 日本産業規格K二五 軽油中の酸化安定度 軽油中のぎ酸、 軽油中のメタノール 本産業規格K二五 一条第一項第一号 備の使用方法に従 分析業務用設 試料は第四十 試料は第三十 採取するこ 採取するこ 係託の業加重

規格K二五三六一三号

(石油製品-成分試験方

|める試験方法、日本産業

[-成分試験方法) で定

|五三六||二号(石油製

法)で定める試験方法又

は日本産業規格K二五三

六—四号(石油製品—成

	(B) × 6 2 6 4			
	×繁度數學			
	×機器条月日	ac	я	
	×登録 数号	-	- /1	-
All Property and the second	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	CERRITE	de:	я	
股 長女女	は名称及び他人にあ			
ラではる	その代表書の氏名			
3 放入にあつては、その実務を7 (務等) 1 この用紙の大きさは、 2 ×年の開設、記載した 3 粉は助傷の見模。個性 て記載すること。 4 亜維免許能を訪けした 56分十番では認ります。	日本産業債格よ4と いこと。 は、チンクの容量及 ければならないとき	571十重	B-090	
NALL M. X 12 III 4 X IT M. 4 X 12	(高)			
	■・領収証券はり付く	-10		

		4	1	z		21		m			
Ĥ	74		m	4							
ĸ;	英国人	9 9 :	0.年1	9 8				#	Н	В	
4	杂油	0	牌 入	£							
ă	яч	a s	0.0	4							
	行動機は 発酵の名		RUB	級分							
	sı	iii	Ħ	独	ŵ	ēχ	(∓ #;
ě	n	86	22	φ							
N D	99	- 2		ú							
Ħ		2	-								

第4) 1 この用紙の火を含は、日本産業債権A4とすること。 2 類発他の分析を行う者にあっては、分析設備の機種又は登録分析 機関の名称の模化分析設備の製造者名及び電式を記載すること。

(機等) 1 この用能の大きさは、日本産業技格よるとする ・ マタの選は、取業したいこと

式のとおり間向後間辺積を合き機の企能の由。 します。 1 期の世上を必分機をかり及び毎年音 2 機能したを付り機をかり及び毎年音 9 機能したが日 (待ち) 1 この様の大きたは、日本最近的ネイとすること。 2 ×40分組は、北部しかいこと。

報信等 4 (原本機関2) 「「中本金金」で「金金金」で「金金金」では、10年 年 年 年 1 日 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1
##
報点を 5 の2 (第4条項目) (YOMA ANN ANN ANN ANN ANN ANN ANN ANN ANN A
(27 (本語の) (下は本や) - 中心。下は本や 1巻に本作点 - 一世を 正、生のは本が - 「中心 - 一世の

導式第7(第8条開保)、(で4点を中心・100点、ヤ7点を中心・100点を中心・100点を 上、中間接受け、中間接受化・100点と
たのは他のできるは他のできない。

報式第1(例の発展列)(〒/田田やい・田田北、〒/田田市・田田北市 中田田中 ・ 日田中 ・ 日田 ・ 田田 ・ 田田 ・ 田田 ・ 田田 ・ 田田
年 月 日 魔 英志工は名称及が能人にあ ってはその代表者の此名 佐 所
類似等の連絡では取り組等をは好すの技術を含む。水のたおり貸 け出ます。 1 登録中間日次定議等等 9 事務を起した時間 3 事務を起した時間 (場別 1 というないないないないないないないないないないないないないないないないないないな
第元至122 (原9条の2期間) (1998年6日 ※35、今58年6日 - 今18年6日 - 一日 会20
(型)
第元保存定加工業业の中保管 年 月 日
##############################
れている場所を体の平面間を紹介すること。 ・ 音楽の音響を操作しなければからないとなけ、東西に音楽を呼



	×整理 新号			
	×受健年月日	4		
\$5,000	加工業果縣隔出			
		4	Я	
10				
It:	名文は名向及び法 てはその代謝者の	人にあ		
Pr	(はその代表者の)	10, 25		
	B		ran	+
性 無発効等の必要の確保等に関 7条第2項の根定により、次の・	別 する法律第12条の	8 (28)	C#311	+
原発論等の必要の確保等に関	所 する法律第13条の とおり描け出ます	8 (28)	て専用	+
無角油等の品質の指ּ戸等に関 7条前2項の設定により、次の 系統者の登録年月日及び登録番	所 する法律第13条の とおり届け出ます 号	8 (28)	(準用	+
無発益等の品質の確保等に関 7条前2項の規定により、次の	所 する法律第13条の とおり届け出ます 号	8 (28)	て専用	+
海保証等の品質の選択等に関 7条前2項の展別により、次の 承継者の登録年月日及び登録器 技术組書の登録年月日及び登録器	所 する法律第13条の とおり届け出ます 号	8 (28)	(韓用	+
海保証等の品質の選択等に関 7条前2項の展別により、次の 承継者の登録年月日及び登録器 技术組書の登録年月日及び登録器	所 する法律第12条の とおり届け出ます 号 章号	8 (2)83 (,
解除故等の出質の服界等に関 7条第2項の根定により、次の 承継者の登録年月日及び登録等 按系継者の登録年月日及び登録 採 継 の 原 図	所 する法律第12条の とおり届け出ます 号 番号 は、日本産業賃格/	8 (2)83 (,

(株式 101 ((日) 名の 1 表別の (中の高を付って)、 10日本ので + 10日本ので - 10日

#3(数1010 (日本会の情報) (1978年8年1年3年 *1978年8日 * 1978年8日 * 19

町第3の12 (第9条の8間例) (ヤロ風をかけ・他2条をかけ・中2組をかかった。	-15
(#)	
×整理番号	٦
×審查檢景	7
×受理年月日 年 月 日	3
×産業香号	
報信伸光加工業登級中 資書 在 月 日	
験 氏名又は名称及び他人にあ つてはその代表書の任名	
住 所 質 株	
揮発体等の品質の確保等に関する法律第12条の9の登録を受けたいで、同法第12条の10第1項の規定により、次のとおり申請します。	10
1 毎回加工する場所の所在地 2 毎回加工する石油製品及び血能石油製品に裏和しようとする真和対象 の機関	èψ
(************************************	
(第8) 1 この別級のかまさは、日本企業域格 4 とうちこと。 2 同の明は、記録しいこと 3 設書の場合の間には、無知場合の名を、1 日当らりの名 25 自動を最から場合の間には、無知場合の名を、1 日当らりの名 1 にいる場合が自分で記念がすること。 2 日本になる場合が自分である。 2 日本になる場合というできます。 現例が書文を収定継承となり付けること。 2 日本に生産している。	聖力
(8)	
查顧免許稅納什爾。領卓証確12分析付權	

					*		×	21	200	49			
59	Æ	to	Ξ	7		ŏ	坊	Ħ	(8) (W	(%) 26)			
*	ж	N	抽	Ŧ	R	Ą	. A	В			4	.8	E
経	3	ŧ	0		块		λ	九					
ñ	.62	캬	8	ŧ	0	Ų	1 3	九					
528	122.00	の種	観又	1 R	蘇充	桁	est c	名称					
	ini Nod		場所	28	OÁ	g:) 雅賀	の食					
	0.901		40	376	F-01	1.4	20.00	日本	常果板	19 A 4	>+:	622.	



様式第8の16(第9条の10関係) |様式第8の17(第9条の10関係) |様式第8の18(第9条の10関係) ・ 無理 新 号
・ 本 変 前 景
・ 本 変 前 景
・ 火 受理 中日 中 月 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日
・ 日 日

3 度担の年月日 4 変更の超出 (優考) 1 この刑族の大きさは、日本産業規格4.4とすること。 2 ×ゆの現状、配載しないこと。

・ 東京等 日
・ 東京中日 年 月 日
新新帝之江王東北山松田 年 月 日
元の文は名称されたとか
在 方 日
元の文は名称されたとか
在 方 たけそれ代表をからる
在 方 たけまれたいとはおいたまいて参用する法律
ホウンコの前が出来す。

(現象) 1 この根核の大きさは、日本業業具体A 4とすること。 2 ×年の間は、動札しないこと。 3 3、4、7、8 2が今の地域は、対域研究所業をを持定する 者が対象性が開始された場合のにして同いて対象を気を りませら組みられた関係機能に、その業体の部件として記載 じたえることかできる。

(京都) 日本日 (明治の中間の) (中国を中では、中国を中でものなられている。 日本日 (明治の中間の) (東京 年) 「東京 年) 「東京 年) 「東京 年) 「東京 年) 「東京 日本日 (東京 日本) 日本日 (東京 日本日 (東京 日本) 日本日 (東京 日本) 日本日 (東京 日本) 日本日 (東京 日本) 日本) 日本 (東京 日本) 日本) 日 | 様式第9(第12条関係)

```
株式第15 (第15条の 2 開発) - 105/4歳をかか・流が、時が過度から、日本式和10で探す、デ
が高をかい・10分に、ディ海をかの・10号に第110 5 探す・100元、デリ州原を20、や元
経金付け、今よ孫を40、一部次に)
                                            × 整理 零 号
× 授继年月日 年 月 日
                                                完名又は名称及び他人にあ
ってはその代表書の見名
  第6位等の抵抗の価格等に関する決権側が集める面
のとおり指化性す。
1 選集中月以及登場等
2 変称(保知課金)に係る合権性的な有效が存在地
3 変称性(保知課金)の連挙分析機等の名的
4 変称(使知課金)の中月日
 (隋朝)1 不用の字句は初して使用すること。

2 この月転の欠まさは、日本東原製物点々とすること。

3 ×和の領は、記載しないこと。
```

様式第11(第14条のも開発) (地名高安祉日・総別、平り高安全の・一部を出、ヤ1高安全の ・特殊式第10 (接上・一部を出、化力協会やジ・セス協会やジ・一部を出 × 整度 香号
× 受理年月日 年 月 日

須発油品質維持計画変更図出書 氏名又は名称及び住人にあ つてはその代表者の氏名 在 門 (機等)1 不用な率句は何して使用すること。 2 この月低の火きさは、日本運搬男権 A 4 とすること。 3 ×即の項は、影戦しないこと。

× 敷現套号 × 类類年月日 年 月 日

成名文は名称及び住人にあってはその代表者の成名 位 所

× 整理 奪 号 × 受健年月日 年 月 日

(明すること)91 不用の平均は何して使用すること。2 この月報の大きさは、日本藻素製株A4とすること。3 ×卯の項は、記載しないこと。4 9日確認準施施以質額持計悉の場合のみ記載すること。

使用する公布設備の機構 文は登録分析機関の名称





			× 1	5 tt 46 ti		
			-	FOR SCHILL	- 01	я г
					-	
38 3	4	伯	R .	, M	8 8	
10					* .	H H
Pit.				rii e e e		
			576	その代表	が放入にあ 表の氏名	
			性		B	
探発地等の品質の経	保护	i: N	する法律を	前7条の4	前4項の規2	せにより、
りとおり届け出ます。						
分析を行う品質管 運費任者又は登録 分析機関の名称						
法第17年の4番1	80	П	税幣	MTBE	換浆	<2/40
項の確認の総製		他人	191- N	±9/-	実在ガム	ė
特殊(31211年) 64	6.69					
解解深度加工する:	hitt:					
舱 入 款 量					409	1.0
輸入銀路(CIF)			H.	/40 yo	F.D + F.D.	//I-V/
W E #6						
輸 人 左						
輸入年月日				*	Л	В

⁽第9) この保証の大きさは、認知業務別為 4 上すること。 2 第20年間、東京 (2012年)。 4 第20日本語の保証やする時に、東京 (2012年)。 4 第20日本語の「東京」(2012年)。 4 第20日本語の「東京」(2012年)。 2 第20日本語の「東京」(2012年))。 2 第20日本語の「東京」(2012年))) 2 第20日本語の「東京」(2012年))) 2 第20日本

(#10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 | #10 |

長名又は名称及び他人にあ ってはその代表者の此名



無慮やい・9 3 数を9000 ×監理 番号 ×審変 結果 ×受理年月日 ×認定 番号

(報告) 1 この用格の大きさは、日本業業情報よくと下ること。 ラ ※中の明は、影戦となって、 3 3、4、7、まだから完成は、対策研究所開始を目的する金 が実施状で眼球を自動車の信頼として用いて対策研究を行うる の多規令に下変制を確認し、その責何の部分をもって影響と作 えることができる。

近名文は名向及び住人にあってはその代表者の近名 は本の国産の研究を対しても、企業の研究を開発的なから、自て、自己の意味、 外のようを対象的という。 ・特別は大型などのである。 ・特別は大型などのである。 ・特別は大型などのである。 ・日本のは、日本の大型を行っている。 ・日本の大型を行っている。 ・日本の大型を 株式第19 (第24条製品) (サ7age+e0・all) 「標準品質マーク」(S ロマーク):割出し扱 転出 軽油 F ~ 22"

8. INTROVER CERES HERE,
98.7 F; FB (編号): Hu smilletts。 2 所限の対象 (編纂的 12度、発表の発売させる。 3 単様社がシック化とせる。

```
年
氏名文は名向及び住人にあってはその代表者の代名
世 西
に関する5488
```

近名文は名向及び住人にあってはその代表者の成名 但 所 毎年に関する法律施行規則需35条の5の規定に

```
氏名文は名向及び法人にあ
ってはその代表者の氏名
住 所
の確保等に関する法律場行規則関55条のもの 規 定
```

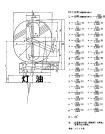
```
の関係性直接等や企業(21億人)を保付情報を生態以降した。

10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人を行った。

10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、10億人のでは、1
```

		整理套号			
		受超年月日	#		
	经分帐	入路出書			
16			ajc.	Я	Н
-	見名では名称さ つてはその代表	び社人にあ			
	つてはその代表	種の氏名			
解除地等の品質の 第17条の4第4項		(維維17年の3月 (のとおり届ける	12 W.C.	おいて	N.F
分析を行う品質管 矩翼任者又は登録 分析機関の名称					
法第17条の 8 第 2 項において毎月十	it #	セタン族	数据	8 8	1
後に2017年月十 る法額17年の4箇 1項の確認の結果	トリグリセリト	X7.W	- 1^	9.7	
	NA S	が成、新版) プロビオン開 会計	10 B	催め	я:
頻製又はおエする 場所					
精製又は加工する 方法					
輸入 款量			4	py .	Ŀψ
輸入價格(CIF)	F	I∕*¤Uy+J	→ F.W.	/15-	VV
雅 出 港					
畅 入 地					
輸入年月日			#	Я	В

株式第22(第25条製作)(〒7ag-bet-ish) 「健康品質マーク」(SDマータ):動出し間 が該



2 外形線の内側 (経緯部) は風、背景は縦色とす? 3 字体はブシック体とする。

様式第25 (第23条関係)(サ7点を分析・減2、サ200条分析・中200条を分析・中200条 ・化性数を付け・中210条分析・一部を立) × 整理事号



成名又は名称及び法人にあ ってはその代表者の氏名 3 変更の報由 (豫等)1 この用能の大きさは、日本産業製格A4とすること。 2 ×印の項は、記載しないこと。

| ※ 無理事号 | ※ 無理事号 | ※ 受理年月日 年 月 日 重 治 除 入 居 出 書 年 月 日

× 整理等号 × 处理中月日 年 月 日 治 翰 入 実 更 是 出 歯 院名文は名物及び法人にあ つてはその代表者の氏名 1 変更の内容 定 更 表 の 月 容

(健身)1 この用紙の大きさは、日本産業債格A4とすること。 2 ×毎の明は、配業しないこと。

1 不用の字句は答して使用すること。 2 この周囲の大きさは、日本産業技術44とすること。 3 年月日曜は、廃止にあっては、廃止年月日、金世休止・一世休止 にあっては、挟止平周日及び耶様子位日を記載すること。

株式第27(第47条開発)(サリルを行い止め、デ加度を行か・世界主、デ加度をもく・日 株工和技士・一部をは、全定組を行い会と組ませい一部を立)
班 经 伊 灣 樹
作 月 日
7. 7. 11
飛
名称及び代表曲の反名
et #
揮発池等の逃撃の確保等に関する法律前17年の18前 1 項及び前 2 項の根型
により、下記の分析区分の産業を受けたいので申請します。
事業所の名的及び 所名地 分 析 区 分
(関等) この用紙の大きさは、日本業業製得 A 4 とすること。
144
禄
工((2012年3月 (2014年3月) (2014年3月
第2章 37 (第54条第分) (明54条章分 (1954年を中心 1155年 115年 115年 115年 115年 115年 115年 11
様式 1 (明44年3) (明44年3) (明44年4 - 3. 1744年 - 182. 1744年 -
第 5 4 A R E E E E E E E E E E E E E E E E E E
5
4
*
)
\$ 的及び代表者の职务
揮発体等の品質の確保等に関する法律第17条の18第1項の根定により、薬
類似能を添けして順付出ます。
(海者) この用紙の大きさむ。日本電票製格A 4 とすること。
原式第3(南北県美術)、2012年から 1851、平4高年が1・一部元、〒1高年が1・18年 2012年6日7 - 一部元、平18日を201 - 一部元、平18日をから、18年以来後で、一世 3元、中元日を17・4日日をから、一部元、1
第三、今別議を行す・中1 経産中ロ・一部第三)
英春根程度更易出曲
ж л в
MR.
名称及17代表者の氏名 性
性 所 郷発法等の込質の確長等に関する法律第17条の16第 1 項の残率により、乗
2 和の内容 変更後の内容
2 演更の理由
(隣等) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
模式模 32 (第35条模保)(中:高度中心 - 金色、 平外指面中位 - 一部色光、 平川指面中 s - 1988 疾来或等下 何之正、 今次随意会下 - 全主国座中心 研究正)
分析類極單丘(全部休止・一部休止)順出書
万可無例地工(京商外工。一部外上)開始署

